

平成29年 9 月12日 第 3 回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第 3 日)			
出席議員 (10名)	1 番 向 井 正	2 番 吉 田 豊	3 番 田 中 静 雄
	4 番 碓 勝 征	5 番 漆 原 悦 子	6 番 井 上 正 宣
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 原 田 希
	10 番 寺 崎 太 彦		
欠席議員 (0 名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教育長職務代理者 時 津 昌 昭	会 計 管 理 者 岡 義 行	
	総 務 課 長 江 崎 文 男	まち・ひと・しごと創生課 北 村 玲	
	財 政 課 長 高 島 浩 介	建 設 課 長 三 好 浩 之	
	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 清 人	住 民 課 長 福 島 敬 彦	
	健康福祉課長 河 上 昌 弘	税 務 課 長 坂 井 忠 明	
	教育委員会事務局長 吉 田 淳	生涯学習課長 矢動丸 栄 二	
	文 化 課 長 中 島 洋		
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主査 江 崎 智 恵	

議事日程 平成29年9月12日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第3回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	8番 大川隆城	1. 学童保育について 2. 地区懇談会で出た意見に対する対応はどうか 3. 教師、講師が足りない件について 4. 国民健康保険広域化について 5. ねこの避妊助成はどうなるのか
6	3番 田中静雄	1. 消防車格納庫の整備について 2. ふるさと納税について 3. 有害鳥獣の駆除について 4. 道路側溝の整備について
7	6番 井上正宣	1. 武道館について 2. 総合防災について
8	7番 吉富 隆	1. ふるさと納税について 2. ふるさと納税PR広告料1億3千85万円について 3. 町長の言動について 4. 道の駅設置について
9	5番 漆原悦子	1. 健康対策について 2. 子育て支援について 3. ふるさと納税について 4. 教育長の病状について

午前9時30分 開議

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（寺崎太彦君）

日程第1．一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

それでは、8番大川議員の質問事項2、地区懇談会で出た意見に対する対応はどうか、質問要旨2、スマートフォンによるライン交換でのいじめについて、それについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆さんおはようございます。8番大川議員の質問事項2、地区懇談会で出た意見に対する対応はどうかの要旨2、スマートフォンによるライン交換でのいじめについてという御質問についてお答えをいたします。

まず、地区懇談会での議事録を確認させていただきました。少し紹介させていただきますと、携帯電話やスマートフォンでの誹謗中傷やいじめの実態を全国的な事例として中学校のほうから紹介をしたところでございます。議事録によりますと、携帯電話やスマートフォンではどのような問題が起きているのかという御質問に対して、LINEやSNSで交遊関係が広がり、生徒が保護者の知らないところでLINEやSNSで知り合った人と会い、そこから性的な行為をされたり、だまされたりするケースが全国的に起きています。ほかにも、LINEやSNSでの誹謗中傷などが問題として上げられていますという紹介をしたところでございます。

さて、そこで御質問の上峰中学校においての対応でございますが、まず、毎週金曜日に週末アンケートをとるほか、思春期教室として携帯、スマホ安全教室を開催するなど、LINEなどでのいじめ予防策を実施しているところでございます。現在、中学校において、スマートフォンによるLINE交換でのいじめについてはございません。

以上です。

○8番（大川隆城君）

先ほど報告として、全国的な例を申し上げたというようなことであったという報告でしたけれども、私は会議が終わった後もその先生にお会いして聞いたら、確かにありますという返事を聞いたもんだから、だから、今うちの学校でもあっているというふうな判断をして質問をしているわけです。そこはもう、とりよう何とかで食い違いが出たということでもいいけれども、とにかく今言われたように、対応をしてあるということでもありますけれども、ここで私が紹介するのも本当に変な話ではありますが、今の中学校の校長先生が現在、県の小中学校校長会の会長さんに御就任だそうであります。加えて、佐賀県いじめ問題対策連絡協議会の副会長にも御就任されているということでもあります。

ここに、少し古い記事で申しわけありませんが、佐賀新聞のこしもの5月27日の新聞報道の中で、いじめ問題対策連絡協議会の会合があったという報道がなされている中で、いろん

な意見が出た中で、先ほどのLINEの関係も、ここにちょっと紹介しますと、高校に入学する前からLINEのグループができています。そこで仲間外れ、仲間外しが起きている。スマートフォンの使用に関し、保護者には家庭でのルールづくりの必要性を伝えてはいるが浸透していないなどと指摘があったというふうなことの記事が出ております。

ということで、今の校長先生は、町内はもちろんですけども、県内のいろんな事例といえますか、どういう状況にあるかということは当然もう十分把握されていると思います。ですから、今対応はされていると思いますけれども、それ以上に県内各地の問題、あるいは全国的な問題等も十分参考にするといえますか、しながら、その対応をより強化にといいいますか、目配り、気配りをして対応してもらいたいと思います。それにはやっぱり現場との連携、あるいは教育委員会、教育委員さん方との連携ということが当然必要になってくると思いますが、その辺をさらに強く連携をとっていただいて対応をしてもらいたいと思いますが、その辺を一言お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御紹介ありがとうございました。私も以前、LINEに係るいじめの研修会に行ったときに、今、議員おっしゃられたように、LINEというのはグループというのをつくります。そこで、中学生の中ではそのグループからいつの間にか外されている、その外されていること自体がいじめであるという認識、そういう事例も新しいいじめ、LINEによるいじめとして紹介をされたということがございました。

私も、学校現場、中学校の校長先生は、本当にいじめについて丁寧に取り組んでいただいております。今後も中学校、それから小学校と連携をしながら、いじめについては対応、また現場のほうに行っていろいろお話を聞きながらさせていただいております。今後も努めてまいります。よろしくお願いいたします。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項3、教師、講師が足りない件について、質問要旨1、本町小・中学校の現状はどうかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項3、教師、講師が足りない件について、質問要旨1、本町小・中学校の現状はどうかという御質問についてお答えをいたします。

教職員の定数は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によって定められております。法律により、小学校に36名、中学校に25名の教職員が定数どおり配置をされています。さらに本町においては、定数の教職員の全てが小、中学校のそれぞれの教員免許を有しております。上峰小、中学校においては、報道にあった欠員や中学校の免許所持者に臨時免許を交付して小学校に配置するというような案件はございません。

以上です。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 2、町費による教師の増員はどうかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

質問事項 3、教師、講師が足りない件についての要旨 2、町費による教師の増員はどうかという御質問についてお答えをいたします。

先ほど御案内させていただきましたとおり、今回、教職員の数は定数に足りておりますので、増員の計画についてはありません。

以上です。

○8 番（大川隆城君）

先ほど現在は小、中学校とも教師、講師の不足はないということをお聞きして安心をしたわけでありますけれども、ただ、これもまた、ことしの 8 月 24 日の佐賀新聞報道では、やはり今後においては教員不足が出てくる可能性があるというの、特別支援学級がどこでもふえていると。だから、そこに先生を向けなくちゃならないことが 1 つ、それから、ちょうど退職される人たちの時期が同じ時期に重なったりしてくることもあって、一遍に何百人という先生がおやめになるとかいうのがもう目の前に来ているというようなことも報道されております。

そういうことを考えますと、今は上峰の学校も十分だ、配置はちゃんとされていると思いますが、ひょっとしたら近年そういう事態が出てきはしないかという心配もするわけですよ。そういうときに、今回は、先ほど局長から紹介があった臨時免許を交付して当たったというような事例もあったといいますけれども、やはりそういうことでは応急処置でありますから、それを本当にカバーする意味では、どうしても足りないならば町費で、今現在、きのうも言いましたように、中学校にお二人、小学校にお一人配置をされているということでもありますから、それをまた拡大してする必要性もあるんじゃないかという気がするものですからね。今後のことを考えたときに、町費での増員を考えておられるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

議員お尋ねの町費による教師ということで御回答させていただきます。

少し補足をさせていただきますと、私どもが言っております教師というのは、佐賀県の教師のことです。新聞等にある不足は、佐賀県が職員として認定雇用されている職員のことでございまして、また、先ほどより御質問いただいております町費によるところは、非常勤の講師という位置づけになります。（168 ページで訂正）現在、非常勤講師として町費で雇用させていただいている皆さんは、科目の中でさらに重点的に町として取り組

みたい、例えば数学、例えば英語、そういうふうに重点的に取り組む科目において、さらに町費において非常勤講師ということで雇用させていただいております。

今後、教師が足りない件について、町費による教師の増員はどうかという御質問であれば、そこは町費ではなく、今後も佐賀県の県費によって補充されるものと考えております。さらに、町費においては今後も非常勤講師として、重点的に対応させていただきたい科目については増員をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。（「じゃ、次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨3、部活動指導者の外部からの確保について、どのように考えているのかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大川議員の質問事項3、教師、講師が足りない件についての要旨3、部活動指導者の外部からの確保について、どのように考えているかという御質問についてお答えをいたします。

中学校教員の部活動指導による多忙化は御案内のとおりでございます。従来、外部指導者はコーチとして、顧問と連携し、技術的指導を行います。が、外部指導者だけでは大会などに生徒を引率できませんでした。この部分が引き続き中学校教員の多忙化について結びついているところでございました。

今回、学校教育法施行規則において、部活動指導員という新たな制度が設けられますことを御案内させていただきます。部活動指導員は、職務として、校長の監督を受け、部活動の技術指導はもとより、大会への引率などを行うものとして、学校教育法施行規則に新たに規定をされます。今後、佐賀県の方針が提示される予定でございますので、佐賀県及び他県の取り組みを注視しつつ、中学校と協議をしながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

この部活動の指導者の件については、今、国のほうでも協議がなされて、近々のうちにお示しがされるというようなことでありますけれども、このことなんかも含めて、私を感じるのところでは、さっきちょっと触れましたけれども、学校現場、それから教育委員会、それと教育委員さん方々の、今言う連携といいますか、協議というか、それが十分されているのかなということを思うときに、何かこう足りんじやなかろうかというような思いがするわけですよね。

それが、私がいろいろとお尋ねしたのを、何が言いたいかということのを少し触れますと、例えば、毎月定例の教育委員会が開催される。そのときも、間違っていたら申しわけないが、聞く範囲では事後報告、事後承認が多いというような話も聞きますし、例えば、そのとき協

議する資料、本来ならば何日か前には皆さん方にお配りして、お目通しいたいで、その場で協議をとという形がベターだろうと思うのに、聞くと、その日に資料を渡して、そこで結論をとというようなことだという話も聞きました。そうなれば、ある委員さんからは、そこで資料をもらって返事せろて時間的に無理と思うばってんが、もうそればかりというような話も聞くわけですよ。その辺がやっぱり今言う気配りですよ。十分なディスカッションをするためには、前もってということが当然必要だと思います。それと、またもう少しお話聞くと、なかなかそれぞれからの意見が出ていないと。意見を出される方は何人かで、そして、今言うように事後承諾的な面が強いという話も聞きます。

ですから、やっぱりこの上峰の教育行政は、教育委員会、委員さん方が一生懸命ディスカッションをやって、どうしようか、どうしようか、仮に何か問題があったらすぐ対応してどうするということをしてもらいたいといつも思うわけですよ。しかし、全然そういうのが聞こえてこない。感じられない。だから、時としてはもう激論で、口から泡飛ばして議論するくらいあってほしいと思うけれども、そういうのが全然伝わってこないから、要するに、やっぱりもっともっと教育関係の皆さん、連携をとって、そういうふうな議論を大いにやって、この上峰の教育行政をどうやるかということをしかりとしていってもらいたいし、いろんな問題、これから出てくると思います。それにはもう遅滞なく対応するために頑張ってもらいたいということを一言言わせてもらって、この項は終わります。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項4、国民健康保険広域化について、質問要旨1、来年4月から県が加わって広域化されるが、本町の現状はどうかについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。大川議員の質問事項4、国民健康保険広域化について、要旨1、来年4月から県が加わって広域化されるが、本町の現状はどうかに関し答弁いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月に成立をいたしまして、平成30年度から国保財政運営の主体として都道府県単位化が明示されており、都道府県単位化することにより、安定的な財政運営や効率的な事務の確保を行い、国保制度の安定化と国民皆保険制度の将来的な維持を図ることが目的とされております。大まかには、佐賀県が国保財政の責任主体となり、国保運営についての中心的な役割を担います。そして、制度の安定化を図るというような状況になるかと思っております。つまり、国保財政の入りと出、これを佐賀県が管理をいたします。

一方、市町におきましては、地域住民と身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保健事業、こういった地域におけるきめ細かい事業をこれまでどおり引き続き実施することとなり

ます。

幸いにいたしまして、現段階において当町では単年度赤字や累積赤字は発生しておらず、基金を保有し運営している状況にはございます。しかし、被保険者数自体が少なく小規模保険者ですので、高額な医療費を要する被保険者が生じると、全体に与える寄与率も高くなり、財政が不安定になりやすいこと、そして、全国でも有数の医療提供体制が整っております久留米医療圏域と隣接している地理的特性、さらには被保険者の年齢構成割合が65歳から69歳が最も高く、60歳以上の割合が被保険者の約半数を占めていることなどから、仮にこの広域化がなく、町単独で以降運営していった場合は、将来的な安定運営を確保し続けることは徐々に厳しくなるだろうということが予測されます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今、課長から答弁いただきましたけれども、そうすると、現状では本町としては心配ない、県内では13市町が赤字だというようなことも報道されておりましたけれども、現状ではそうじゃないので、町としては安定しているということですか。その辺、ちょっと一言お願いします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

御質疑のほうは、現在段階における現状についての財政的な状況のことを言われてあるかというふうに思っております。

現在では、先ほど申し上げたとおり、単年度赤字、累積赤字ともない状況でございます。現状におきまして、一般会計繰り入れ、あるいは繰り上げ充用というものもなく、健全に運営できているものと認識をしております。

以上です。（「次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、各市町それぞれ事情はあれど、4月からスムーズにいくものか、見通しはどうかについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

大川議員の質問事項4、国民健康保険広域化について、要旨2、各市町それぞれ事情はあれど、4月からスムーズにいくものか、見通しはどうかに関して答弁をいたします。

現在、佐賀県市町国民健康保険広域化等連携会議、これは首長会議と言われるものですが、これを始めまして、実務者会議と言われる担当課長会議、そして、ワーキンググループと言われる担当者会議といった各階層で議論がなされております。これらの会議の場において、各市町におけるすり合わせを行っているところでございます。

もともとの国民健康保険制度の構造的な課題として、年齢構成や医療費水準が高く、所得

水準が低く、保険税負担が重いなどがあり、これに各市町におけます地域差や医療提供の状況などがございます。御指摘のとおり、各市町の事情もあると思いますが、法律で平成30年4月からの広域化というのは必須でございますので、佐賀県及び各市町は粛々と広域化に向けての作業を進めている状況でございます。また、佐賀県では広域化と一本化をすみ分けしており、平成29年度までは目前に迫った必須である広域化の準備を滞りなく進める必要があります、広域化後も残る課題を解消する手段として、一本化を広域化が軌道に乗った後に、平成30年度以降、速やかに議論していくスタンスというふうにしております。

また、本町でも国民健康保険運営協議会におきまして、今後の国民健康保険広域化による内容の精査、吟味をし、当町における方向性について、以後、諮問を行う予定をしております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今回の国保の広域化につきましては、運営主体を市町村から都道府県に移管し、規模を大きくして財政基盤を安定させるのが狙いであるということが目的として上げられております。そして、受けとめ方としては、そういうふうにして全体的に一緒になってやるということをした後の受けとめとしては、やはり広域化のメリットとしては、保険税の引き下げを期待している方が多いと、全くそのとおりだと思います。今後の進捗いかんによっては、変化してくる場合もありましょうけれども、やはり私たちとしては、その都度、一番負担する問題でもありますものですから、関心があることは間違いありません。ですから、先ほど課長も言われたとおり、今後の進捗状況についてはその都度お知らせをしてもらいたいと思います。それがどういうふうに変わっていくかは、今のところはっきりしたところは見えないにしても、その流れ的、進捗がどういうふうに行くかは、その都度教えてもらうことによって皆さんが安心されるものだと思いますので、そういうことをお願いして、この項は終わりたいと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はいいですか。（「じゃ、一言お願いします」と呼ぶ者あり）

○健康福祉課長（河上昌弘君）

折に触れてのタイムリーな情報提供をという御趣旨かというふうに思っております。

まず、現状において非常に流動的な要素が強うございますので、なかなか確定的な情報提供ができない、ちょっとやきもきした状況にありますことをまず御承知いただきたいというふうに思っております。

まずもっては、一定の条件下が整備された後に、国保運営協議会のほうでまずは諮問を行って、そこで答申をいただいてという形で、町としての運営方針についての議論を重ねて

いきたいというふうに思っております。その後に、一定の方向性が定まったというような状況において、タイムリーな情報提供をしていくような形をしておきたいというふうに思っておりますので、以後、進捗に関してはそういう形で御認識いただければというふうに思っております。

以上でございます。（「次お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項5、ねこの避妊助成はどうなるのか、質問要旨、町内に1団体、1地区、自主的に避妊に取り組まれているが町として取り組む主旨の発言をされていたがどうかについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

皆様おはようございます。私のほうから大川議員の御質問でございます質問事項5、ねこの避妊助成はどうなるのか、要旨1、町内に1団体、1地区、自主的に避妊に取り組まれているが町として取り組む主旨の発言をされていたかどうかという御質疑でございます。回答いたします。

各地区におきまして野良猫の個体数がふえまして、近隣住宅敷地内でふんをするなど地域を悩ませていることの一つに野良猫問題があります。町内には、野良猫を一時保護し、不妊去勢手術を受けさせ、もとの場所に戻す活動をボランティアで行っておられる方がいらっしゃいます。この活動を行うことで、徐々に野良猫の個体を減らすことができまして、地域における野良猫問題も少しずつ解消されることが期待できます。

現在、町といたしましては、野良猫の不妊去勢手術費用に対する助成制度は行っておりませんが、野良猫問題が顕著化している地区もあることから、助成事業の内容につきまして検討を進めているところでございます。実施に際しましては、効果的な事業となるよう、さきに述べましたボランティア団体、関係者との連携を持ちまして、あわせて検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今、検討中という答弁をいただきましたが、それと同時に、ボランティア的に実施されているところも把握されているようにお聞きしました。そういうことを含めて、全体的に実情調査ということをしたかどうか、そして、その結果で、また加えてさらに協議を、全体的な協議といいますか、ボランティアの方々も入っていただいての協議とかそういうのがされたものか、お尋ねしたいと思います。

○住民課長（福島敬彦君）

大川議員の御質疑でございます。この活動につきましては、今、議員からの趣旨の中に

ございましたように、今、1地区、1団体のほうで実施をさせていただきました。実際、野良猫でございますので、そういった地域、要するに地域猫と言われております。その地域猫に関しましては、当然その地域に対してからの苦情に対しては私ども対応しているところでございます。

ただ、対応するに当たって、この活動はTNR活動と申します。TNR活動ということは、トラップ、保護することですね、ニューター、不妊手術をすること、それからリターン、猫をもとの場所に戻してあげること、要するに動物保護法に関してのことでございます。地域猫に関しましては、やはり私たちだけではなかなか実施することができませんので、地域との連携、またはボランティアの団体、実際、上峰町にもボランティアの方がいらっしゃいます。その方たちとの連携を今後、助成に向けての連携、こういった形に助成を向けられるかというふうな話し合いを現在しているところでございます。

当然、それに対しまして年2回ほど、今、熊本のほうでそのTNR活動、動物基金を使いましたTNR活動というのがございます。そちらのほうに保護猫を持って行って、手術の費用が実際、雄猫に関しては20千円程度、雌猫に関しましては30千円程度かかります。そういった費用に対しましても、年2回実施される中では5千円程度でおさまるということがありますので、そういった活動等を利用して、町といたしましてもできる限りの助成の制度をつくって、地域猫対策ということで保護猫を——「さくらねこ」と言いますけど、耳をカットされております。そういったさくらねこの対策については、真剣に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

つい先日、これまた、ツイッターと言わんばかな、画面を提供する、ブログかな、何かそれで、猫に熱い湯をかけて、その後、焼いたというふうなことを、わざわざそういうことで動画で配信したとかいうようなことが報道されておりましたし、それに加えてもう一つ、虐待したやつが動画で配信されたとかいうのが報道されておりましたが、本当にもう何ということをするかいという気がするわけですね。そういう中で、今、町内には1団体、1地区で自主的に猫の避妊とかされてある。それに加えて、それ以外でも猫好きの方が、私も聞いた範囲では、今までに6匹を避妊したと。だから、今、課長が言われた、それだけの費用をかけてやっていますという話も聞いたりしました。

今お聞きすれば、いろんな調査もされ、今後に向けては助成をする方向で検討されているのかなというふうに受けとめましたが、そういう中で、最後に町長に、このことについてはいろいろと発言されてきておったあれもありますもんですから、どういうふうにお考えかをお聞きして、終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

猫の不妊去勢手術については必要なものだというふうに考えておりますし、住民の皆様方も大変混乱をされていることが多くて、地区ごとに取り組みが違うことも、今、課長のほうから申し上げたとおりでございます。

より広域での取り組みが必要ということで、最近は開かれていませんが、首長で話し合う場がございますので、そうしたところで提案することも含め、検討を今加えているということですが、本町における実施につきましても、やはりそういう団体が、先ほど答弁の中にありましたように、ございますので、そうした住民の方々の御協力を賜りながら、この不妊去勢手術の助成と、親のマナーの徹底というところをやっていく、これは2本立てでやっていく必要があるのかなというふうに思います。

猫は繁殖力が大変すごくて、2年間で1匹の猫から200匹まで最大ふえることになります。それだけ出産の回数も、年に三、四回というふうに聞きますし、1匹当たり5匹とか、そういうふうに出産をするそうございまして、ペットショップで購入するような文化が日本にある以上、国全体として考えなきゃいけない問題ではございますが、やっぱり不幸になる猫をなるべく少なくしたいというのが団体の皆様方の考え方でありますので、それに沿って私たちも協力関係を築いていきたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

今、町長から答弁いただきました。その繁殖力についての数字を聞いて私も実は今びっくりしておりますけれども、今後についてはそういうふうで取り組みをされるということはわかりました。

何で今回この質問をさせてもらったかという、ある知り合いの方が、さっき紹介した、6匹の避妊手術をしたという方が、今こうやって自分的にはやりよっけんど、町長が前はするような話ばしよんなはったばってん、どげんなったやろうかという問い合わせがあったものだから、それはちょっとお尋ねしてみようということで今回お聞きをしたわけでした。

とにかく今後については、なるべくきちんとした調査、協議を十分された上で、助成関係が実現するようにお願いをしていきたいと思います。同僚議員じゃありませんが、次の12月議会には補正で助成を提案するとかいうぐらいのスピードでやってもらいたいと思いますが、その辺を一言聞いて終わります。お願いします。

○住民課長（福島敬彦君）

どうもありがとうございます。実際、今いろんな協議をしております。団体の方ともやっておりますし、近隣外部、猫の行動範囲というのが約3キロ、4キロ程度でございます。当然、近隣町にもかかってくることもありますので、そういった情報の共有とか、そういったことも含めて、ぜひ新年度に向けまして実施をやりたいというふうには考えておりますので、なるべくスピード感は持ちながらやっていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これで8番大川隆城議員の一般質問を終了いたします。

それでは、通告順のとおり、3番田中静雄議員よりお願いいたします。

○3番（田中静雄君）

皆さんおはようございます。早速、この通告書に従い、順に従ってやっていきたいと思えます。

まず第1番目に、消防車格納庫の整備について、その1として、第3分団、消防車格納庫の整備移転の考えはということですが、ちょっとこれ修正をお願いしたいんですけれども、第3分団ということを書いておりますけれども、正式には第3部なんですね。私、間違いました。どうも失礼いたします。第3部ということをお願いをいたします。

過去に私もこの議会で質問をしたことがありますけれども、昨日、同僚の議員からも、この消防車の格納庫について質問がされております。要は第3部の消防団、御存じかと思えますけれども、便所がない、水洗いが外に水道の蛇口が1つあるだけ。第1部のほうは立派な格納庫が整備されておりますけれども、第3部の消防団もかなりの団員の方がおられます。だから、せめて第1部並みの格納庫の整備をしてもらいたいということで、今までも質問してきましたけれども、昨日の同僚の質問とかなり重複することがあると思えますけれども、確認のために、またよろしく答弁のほどをお願いしたいと思います。

質問事項2番目のふるさと納税についてでございますが、これは、ことしの4月に総務省のほうからの指導で、趣旨として、返礼品の割合ですけれども、これを30%に、上限3割ということで総務省からの指導があったところでございますけれども、既に上峰町も、これも新聞報道によると牛1頭の返礼品は見直すような、そういうことも聞いておりますけれども、では、全体的に返礼品上限3割ということで、どの辺まで現在取り組まれておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、要旨の2番目として、返礼品の割合が下がってくると、納税者の方々の、ひょっとしたら少なくなっていくんじゃないかなということもちょっと危惧しておりますけれども、この辺をカバーするために、上峰町として納税者に対してどのようなPRをされておるのかということで、納税者へのお礼及び上峰町のPRはということで質問させていただきます。

次に、3番目の有害鳥獣の駆除について、これも、現在は特に大字堤のほうになりますけれども、イノシシ、アライグマ、中にはアナグマ——アライグマとアナグマ、私もどうもちょっと見ては区別はつきにくいんですけれども、そういう有害鳥獣、それとカラスなど、この辺の駆除するための現在の対応と、ことしの捕獲数についてお尋ねをいたします。

次に、質問事項の4番目、道路側溝の整備について、(1)下津毛地区北方になりますけれども、私が勝手にこれ名前つけましたけれども、Y交差点北の排水溝の整備の考えはということでもありますけれども、これは、議員をやっておりますと、上峰町全域の方々から、あれ

はどうなった、これはやってもらいたいということを言われます。ということで、私も住民の代表でありますので、この辺の整備はどうかということで質問させていただきます。

この道路は、下津毛入り口住宅線でございます。この下津毛入り口住宅線というのは、上坊所から入ってくると、下津毛の地区に入っていきますけれども、これが住宅線までということは、かなりの距離になりますけれども、場所はですね、何と言ったらいいんですかね、ずっと上り詰めて、昔から言うとおくしゅうじのところですよ。おくしゅうじと言っていました、のところで、そこの側溝によく車が脱輪するということで、その周辺の方々から何とかならないんだろかということで、この件についても、昨年、同僚の議員から一般質問がありました。その後、検討するという返事だったと思いますけれども、多分検討されているんだろかと思います。その結果どうなったのか、それも加えて答弁をお願いしたいと思います。

以上4点について、よろしく願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、消防車格納庫の整備について、質問要旨、第3部、消防車格納庫の整備移転の考えはについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、田中議員の質問事項1の消防車格納庫の整備についての中の質問要旨1、第3部、消防車格納庫の整備移転の考えはにつきまして答弁申し上げます。

昨日も吉田議員さんのほうから同じような内容の質問を受けましたので、重複するような回答になるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

本町の消防格納庫につきましては、平成2年に建設し、築27年を迎えています。これにつきましては、第1部から第4部まで同年次に建設したものですので、ここに上げられています第3部についても、築27年を超えているということになっております。

先ほど質問の中にありましたとおり、第1部におきましては、平成27年に新築移転を終えております。残る各部からも、老朽化や環境面のほうで新築要望の声も上がってきております。特に3部のほうからは、新築移転の要望書が上げられ、今後につきましては、関係区長、第3部の幹部の皆様と場所の選定等の話し合いの場を立ち上げていくつもりでございます。

なお、昨日の回答の中の資料をごらんいただきますように、一応こういうふうな形での計画を今後していくつもりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○3番（田中静雄君）

それでは、昨日の同僚の質問で総務課のほうから資料が出てきていますけれども、若干借用してもらいたいと思いますけれども、今年度、29年度に場所の選定を行うようござ

いますけれども、これは今、どこにしたいとか、場所を何方所か腹案を持っておられるのか、多分まだ決まっていないから言われんじゃないかなと思うけれども、もしそういうことで言われるようだったらですね、どうでしょうか。お願いいたします。

○総務課長（江崎文男君）

この話し合いにつきましては、今議会終了後に日程の調整をいたしまして通知を送っているところでございます。この話し合いにかたられる方につきましては、各大字坊所の関係の区長さん、それと、団長、副団長、それと、3部から消防団の部長ほか、副部長と班長さんらがその場に来ていただき、場所の選定をしていくんですけれども、今現在につきましては、まだ場所の選定については白紙の状態でございます。ただ、事前に先般の区長会、それと、先般の幹部会の中では、一応このような形での立ち上げを行いますからということで、各区長さん、それと、各部については大体の案を持っていたきたいということでお知らせをしているところでございます。

○3番（田中静雄君）

事業費のことも載っておりましたけれども、39,500千円ですかね、約40,000千円弱。これは、例えば、移転するということになると、ちょっと思い浮かぶのが、まずは町有地じゃないかなと自分では思いますけれども、場所の選定はまだまだ公にはできないと思いますけれども、その土地の購入まで入っているんでしょうか。

それと、格納庫を移転するとしたら、やはり消防団員の方々は火災現場に行くのに一分一秒を争わなければいけない、できるだけ早く行かなきゃいけない。そういうことを考えると、もちろん格納庫自体、それと、団員の方々が来られる駐車場、格納庫まで来て駐車場どこめようかてうろうろしよったんじゃないか話になりませんから、その辺のことまで考えてやるということになると、かなりのスペースが要るんじゃないかと思いますけれども、事業費の中に土地の購入まで予定に入っているのかどうか、確認をいたします。

○総務課長（江崎文男君）

まず、資料に掲げております事業費ですけれども、第1部につきましては、これはもう実績の事業費ということで、30,353千円かかっております。第3部につきましては、この第1部の事業実績を見たところでの事業費をはじいているところでございます。ただ、1部と3部の事業費の金額が約9,000千円ほど違っているのは、先ほど指摘がございました用地関係を入れているからでございます。資料におきましても、29年度で場所の選定ですね、それと、30年に設計、その次の平成31年度に用地の取得ということを掲げております。一応、この事業費の中には用地取得用の予算も計上しているところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

消防車の移転先には、ちょっと耳にしたことがありますけれども、上峰中学校の北側の駐車

場の一部はどうであらうかなという話も、そういう考え方もちょっとあったかと思えますけれども、上峰中学校の北側の駐車場というのは、各種イベントがあったときには非常によく車が混雑いたします。それで、例えばの話です、あそこに移転するということになったら、その分のスペースはとられてしまうんで、移転先がまだ決まっていないということですから、こういう考えもどうだろうかということと言わせてもらいますけれども、上峰中学校体育館の南側、この辺の土地も駐車場に購入して、そして、各イベントが行われるときの駐車場の確保、それと、第3部の消防団の格納庫の敷地、この辺に活用してもらったら非常にいいのではないかなと、自分の勝手な考えでございますけれども、場所の選定に当たっては、そういう意見もあったということで参考にしてもらいたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほど答弁いたしましたとおり、場所の選定につきましては、議会終了後に日程調整を終えてしていくということになっております。先ほどの議員さんからの意見として、議会の中での議員さんからの意見ということで、その旨、その場でお話はしていくことはできるかと思えます。

○3番（田中静雄君）

ちょっとくどいようですが、計画に沿って、できるだけスピード感を持った状態で、立派な格納庫ができることを期待して、私の質問を終わりたいと思います。

次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、ふるさと納税について、質問要旨1、返礼品割合30%以下に対して、現在の取り組み状況はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、質問事項の2、ふるさと納税について、要旨1、返礼品割合30%以下に対して、現在の取り組み状況はについて答弁をいたしたいと思えます。

ふるさと納税の返礼割合につきましては、ことし4月に発出をされました総務省通知の趣旨に従いまして、返礼品業者等との調整を行っており、数量の調整やパッケージの変更等の対応が可能な返礼品、それから、新規の返礼品を中心に順次3割以下の設定としているところでございます。

この総務省通知は、全国の自治体宛て発出されたものでございまして、したがって、それが全自治体において徹底されていくことを前提に本町においても取り組みを進めております。ただ、他の自治体において、この総務省通知の内容がどの程度対応が進んでいるかという点につきましては、情報が余りないため実態がつかめていないというのが実態でござい

ます。

こうしたことから、全国会議やふるさと納税、イベントなどにおきまして、他の自治体関係者からも情報の収集に努めておりますが、他の自治体においては、周りの自治体の状況を見ながら対応を検討されているところが少なからずあるように感じております。

いずれにしても、そうした情報収集もしながら、今後も引き続き総務省通知の内容について適切な対応ができるよう、返礼品業者等との調整を行っていきたいと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

現在のところ、まだまだ——まだまだというかね、具体的にはどの辺まで進んでいるということは言えないということだと思いますけれども、特に上峰町はふるさと納税にかなりの力を入れておられますんで、返礼品の数もかなり多いと思います。よその自治体と比べて非常に多いと思います。だから、いろんなパッケージの問題、それから、いろんな問題があって、急には私もできないだろうと予測はしております。だから、いたし方ないというところは私も同感であります。

しかしながら、佐賀県内、これは6月現在でありますけれども、佐賀県を含めて21県市町がございますけれども、この中で要するに7地区ぐらいは既に3割以下ということで見直す必要がない地区があるようでございます。それから、ことしの夏過ぎから見直すと、一応の目標は立てておられるようですけれども、それと来年度以降からということで目標を立てておられる地区がございます。

特に上峰町は、時期は6月段階ですよ、時期は未定ということで報道されておりました。だから、慌てることはないけれども、よその自治体とある程度、横をにらみながら、来年度以降、来年4月1日以降からスタートするとか、見直しを完了して3割以下でスタートするとか、そういうある程度の目標があってもいいんじゃないだろうかなと自分では思っていて、そうしないと、よその自治体から上峰町は遅かねとか、いろんなことを言われんようにするためにも、その辺が必要ではないかと思っておりますけれども、大まかで結構です。いつごろから大体上限3割に持っていくお考えなのか、お伺いをいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

3割以下の対応がいつごろになるかという、そういう見通しについての御質疑でございました。

この返礼品の割合の対応につきましては、全品目を、ある時期に一遍に見直すという方法と、それから、先ほど御説明しましたように、本町のように対応ができるものから順次対応するという方法、そういった2パターンございますが、本町のほうも何もやっていないわけではございませんで、できるものから対応を進めているものでございます。

ですから、この総務省通知の内容は、そもそも速やかにというところで、具体的ないつま

でということが示されておられませんので、本町の方針としましては、速やかにというところで、できる限り早く対応ができるよう取り組んでまいりますし、また、議員がおっしゃったように、各自治体の状況、また、国とのやりとり等通じて適切な対応をとっていきたいと、このように考えております。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨 2、納税者へのお礼及び上峰町のPRについては答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、要旨の2、納税者へのお礼及び上峰町のPRについては答弁をいたしたいと思えます。

田中議員のほうから返礼割合が下がると寄附が下がるのではないかと、また、そうした場合にカバーの方法はということで御質疑ございました。本町といたしましても、そうした懸念は持っておりまして、したがって、寄附者へのお礼、また、PRについてはですね、注力していくことが必要であると考えております。

まず、寄附者へのお礼につきましては、返礼品にお礼状を添えて配送を行っております。

また、平成27年度より寄附者の方々へ年賀状を送付をしております、今年度も送付を予定しております。

それから、ふるさと納税を通じて町のPRを行うことも重要と考えておりまして、返礼品のカタログには町の位置図や風景写真を掲載するとともに、町の地域づくりの取り組みについても紹介をしております。

また、昨年度作成いたしました町のガイドブックでは、観光スポット、食事どころ、歴史、文化、特産品とともにふるさと納税の取り組みも紹介をしております。

さらに、こうした資材を用いたPR活動にも注力をしておりまして、9月2日、3日には、東京のビッグサイトにて開催されたふるさと納税のPRイベントに町のブースを出展をしまして、町のPRと本町への寄附について呼びかけを行ったところでございます。

今後は、6月補正で議決をいただきましたふるさと納税PR広告といたしまして、特に年末にかけてテレビ、新聞、雑誌、公共交通、インターネットなど、さまざまな媒体を活用したPR広告の掲出について準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

返礼者の方々に対して、さまざまな手法を用いて上峰町のPRをされておられるということで、非常に私も感心しております。実際どういうものかと、私も見たことはないんですけど、多分すばらしいものだろうと自分で思っています。

それから、年賀状、もちろん、それからお礼、返礼者に対してのお礼も含めて、暑中見舞

いはなかったようでございますけれども、ふるさと納税でこういうことをやりましたよという上峰町の宣伝、それから、上峰町の全体の宣伝、さまざまあると思いますけれども、ふるさと納税のおかげで上峰町がこれだけ変わりましたよということ、その文句もいいんですけども、写真でひとつPRを、もうやられていると思いますけれども、上峰町の元気な子供たちのはしゃいでいる姿、それで上峰町の老人の方々の笑顔、こういう写真を都会の、例えば、東京とか大阪、都会の人たちに宣伝することによって、ああ、上峰町は非常に笑顔があって、健やかに子供たちが成長しているなということに関心を持ってもらえるような、そういうPRを、今までもやっておられると思いますけれども、これからもPRには精いっぱい努力されて、ことしの目標の40億円を達成できるように頑張ってもらいたいと思います。

答弁は要りません。次に進んでください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項3、有害鳥獣の駆除について、質問要旨、現在の対応と今年の捕獲数は（猪、あらい熊、カラス等）について答弁を求めます。

○産業課長（小野清人君）

皆さんおはようございます。田中議員からの有害鳥獣の駆除について、現在の対応とことしの捕獲数という御質問でございます。

現在、鎮西山周辺にイノシシ用の箱わなを8カ所、くくりわなを3カ所設置しております。また、外記のため池周辺にイノシシ用箱わなを2カ所設置しております。

今年度4月以降になりますが、捕獲数はイノシシが5頭、アライグマが4頭、カラス13羽となっております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

特に大字堤地区のほうになりますけれども、最近アライグマが非常に多くなったということが言われます。それで、アライグマというのは、また、たちが悪くて、木に登ってとるんですね。ミカン山がありますけども、ミカンの木に登ってミカンを食べてしまう、荒らしてしまうと、非常にアライグマがたちが悪くて困っているという声があります。それで、個人的には、期間は確かめておりませんが、アライグマを20匹とったとか、そういう方もおられるようでございます。

それで、有害鳥獣の中にはイノシシ、アライグマ、それから、アナグマというものもありますけれども、ちょっと区別がつきませんけれども、非常にたちが悪い。もちろんカラスもです。先ほど同僚の議員からも質問がありましたけれども、猫もペットとして思っているやつが外に行くと、もう野良猫同然なんですね。非常に害を与えているようでありますけれども、イノシシは1回のお産でどれくらい子供が生まれるんだろうかということですけども、人によっては言い方が違います。7匹くらい生まれるとか、5匹くらい生まれるとか言われる

方があります。実際どれくらいかわかりません。

そこで、そのイノシシの子供、例えば、1回の出産で5匹生まれたとしても、ある程度大きくなるまでの間には1匹ぐらいは死ぬんじゃないだろうかということです。要はイノシシの子供、俗にいうウリ坊なんですね。イノシシがまだしまの状態、ウリと一緒にです、ウリ坊。そういう時代に5匹おったら1匹ぐらいは死ぬんじゃないだろうかと、それで4匹、5匹、これは育つと思います。

それで、その被害を受けておられる方いわく、とにかく捕獲をしてくださいと——捕獲してくださいじゃない、捕獲できるような体制を行政としても考えてくださいと、何とかできませんかということなんです。

今、今年の捕獲数、イノシシ5頭、アライグマ4頭ということを報告がありましたけれども、非常にそういうイノシシ、アライグマというのも警戒心が強くて、なかなか箱わなには入ってくれません。非常に難しいと思いますけれども、被害をこうむっている方々からすれば、何とか行政のほうとしても力を入れてやってもらいたいということなんです。

それで、過去の同僚の議員の質問の中でも、それから、わな設置するための免許、それから、また猟友会にお願いをしても、例えば猟友会に入っても、年会費幾らか払わにゃいかんわけですね。その辺の上峰町としての実態というのは、助成の実態というのはどの程度なんでしょうか。その辺をお伺いをいたします。

○産業課長（小野清人君）

田中議員からの御質問でございます。

アライグマが非常に多いということを、私どもも山間部だけでなく住宅街にもアライグマはおるということは聞き及んでおります。私ども、アライグマの小型のわなも保有しております、現在1基だけ大字堤地区のミカン山のほうに設置をしていただいております。そういうことで、アライグマにつきましても順次対応をしていきたいというふうなことを考えております。

また、イノシシの子供、ウリ坊のことも言われましたが、先ほど私、5頭と申しましたが、成獣が4頭、ウリ坊が1頭なんですね。昨年度の実績を見ますと、4月にウリ坊が8頭とれているんですよ。ことしは非常にウリ坊の捕獲が少ないということで、猟友会の方ともお話しをしたんですが、ことし非常に暑かったので、出産は4月から5月ぐらいまでに平均四、五頭するというのを、ネットとかで調べましたらそういうふうなことでございました。ことしは生まれてはいるだろうけど、余りの暑さに生育をしていない、しにくかったんではないかというふうなことを猟友会の方から聞き及んでおります。その結果で、ウリ坊は非常に危機感がなくて箱わなに入りやすうございます。昨年度、一遍に6頭捕獲した経緯もございまして、ウリ坊のときに捕獲をなるべくすることが成獣を減らすという道につながりますので、そういったことで私どもやっておるんですが、ことしについては、そういったこ

とで捕獲数が少ないということでございます。

また、最後の御質問で猟友会等への助成の実態はないかということでございますが、残念ながら、今現在は猟友会への助成は行っておりません。近隣町村を今勉強いたしまして、そういうことをされている地方自治体があればですね、勉強していきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田中静雄君）

とにかくイノシシ、アライグマ、もちろんアナグマもですけども、どれくらい出産をして、どれくらいの頭数がおるか、ちょっとわかりませんが、それ以上の捕獲をしないことには、しわじわしわじわふえていくばっかりなんで、ひとつ行政のほうとしても箱わな、それから、猟友会でももちろん年会費は納めなければいけないと思いますけれども、そういう助成を十分にやってもらってということに私は思っています。

それで、上峰町に今、猟友会のメンバーというたら何人ぐらいおられるんでしょうか、お願いします。

○産業課長（小野清人君）

三養基猟友会上峰支部というのがございます。残念ながら上峰の町内の方はいらっしゃいません。

以上です。

○3番（田中静雄君）

わかりました。今、上峰町じゃないんですけども、隣の西のほうの吉野ヶ里町のほうですね、ふれあい交流施設というのが松隈地区にできるんじゃないかと思います。そこはもちろんいろんな農産物の加工とか、それから、芝生を主にした公園づくりとか、川で子供たちが遊べるようなところを趣旨として交流人口をふやすという目的だろうと思いますけども、その一角にイノシシの肉の処理場をつくるようでございます。

当面、吉野ヶ里町で進めていかれると思いますけれども、神埼広域にわたって捕獲したイノシシをそこに持ってきてもらって、とりあえずは400から500頭ぐらいのイノシシを捕獲する——神埼、吉野ヶ里町ですよ——らしいんですけども、とりあえず100頭をめどにそこで処理をして、特産品として市場に出していこうという計画が既に始まって、ひょっとしたらもう基礎工事が始まっているかもしれません。

上峰町はもちろんそこに入っていないから、そこに、例えば上峰町で捕獲したときに、そこに、例えばイノシシを捕獲したら、そこにイノシシを受けてもらえるように何か働きかけるとか、そういうことは、まだ今年度中は無理かしらんけれども、そういう働きかけを考えられないのか、その辺どうでしょうか。

○産業課長（小野清人君）

田中議員から吉野ヶ里町の取り組みの御案内がございましたが、私が吉野ヶ里町の産業課のほうに確認をいたしました。処分場を建設予定というのは間違いございません。設計までは終わっていると、まだ工事自体の発注は終わっていないということを聞いております。発注ができれば、30年、来年の4月ぐらいから稼働できるのではないかというふうなことでございました。

イノシシの処理の対象地区ですが、議員言われるとおり、当初は神崎市、吉野ヶ里町を対象としているというふうなことで聞いております。私ども大字堤も近くにあるので、とれたときに処理していただけるものかということを知りましたら、向こうの担当課長としては、現在はまだ考えていないが、頭数を保持することが必要なもので、将来にわたってはそういうことも検討事項ではないかというふうなことを課長はおっしゃられて、そのときはよろしく願いますということをお願いしましたが、イノシシについては、何かいろいろ、すぐ持っていかなければならないとか、血を抜かなければならないとか、何かそういった刺しどめしたときの状況にもよりますので、一概に全てを受け入れるということは無理ではないかというふうなことを言われましたが、検討事項の中にうちの分もということをお願い添えておったところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

ただいまの答弁のとおり、今すぐにとすることは非常に無理なところがあるかと思います。ある程度軌道に乗った時点で、タイミングを見て申し入れをできたらやってもらった方がいいんじゃないかなと思います。

今、例えば、イノシシを捕獲したら、猟友会のほうで引き取ってもらえるというような、そういう話を聞きましたけども、猟友会の者もそれぞれ忙しいやろうから、都合があると思いますけれども、すぐには引き取ってもらえない。来るまでは自分のところでちょっと餌をやって、水を飲ませて、何とか何日間かは自分のところで置いとかにゃいかん。そういうことがあって、非常に面倒だということらしいです。

それで、そういうイノシシを捕獲したら、捕獲量に応じて上峰町としても、よう頑張ってくれたということで謝礼するとか、いろんな補助金の、わな箱の設置とか、その免許、それから、猟友会に納める会費とかもある程度上峰町でされると思いますけれども、なお一層の上峰町の助成をして、とにかくイノシシ、アライグマ等を現在よりもさらに少なくしてもらうように産業課のほうでもひとつ頑張って、上峰町行政のほうとしても頑張ってもらいたいと思います。

以上でこの項についての質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩いたします。休憩。

午前11時 休憩

午前11時15分 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、再開いたします。

質問事項4、道路側溝の整備について、質問要旨、下津毛地区北方のY交差点北の排水溝の整備の考えはについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

まず、このY字になっている当該地区につきましては、議員の皆様方から、かねてから重ねて御進言をいただいておりますので、まず、私のほうから現地踏査するということをここで申し上げさせていただきたいと思います。

詳細は担当課長のほうから答弁します。

○建設課長（三好浩之君）

皆さんおはようございます。田中議員の質問事項4、道路側溝の整備について、要旨1、下津毛地区北方のY交差点北の排水溝の整備の考えはという質問に関して答弁いたします。

御質問の箇所は、旧大和製罐社宅から下津毛地区に行く道路が坂になっているところの部分かと思いますが、その箇所の側溝の質問だと思います。

この区間の側溝に関しましては、現地を十分検討しながら整備の方向で考えていきたいと思いますが、今現在オープン、ふたがない側溝の形状をしておりまして、あと、その周りからの排水経路等いろいろございますので、どういう経路でその排水を切り回しをしていくとか、いろいろ検討する必要があると思いますので、今後検討した上でですね、できる方向で考えていきたいと思います。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○3番（田中静雄君）

町長のほうからも、現地調査をやって対処していきたいという答弁がございました。非常にありがたく思っております。これは、ここの側溝の周辺の方々からの要望で、要はカーブになっていますから非常にこの、向こうから対向車が来たときにも非常に見通しも悪く、寄り過ぎて脱輪するということがたまにあるようでございます。

それで、その側溝自体は非常に小さな側溝ですもんね。15センチから20センチぐらいの側溝があります。それで、それでもやっぱりタイヤはきれいにぽっこり入るようでございます。そこで昨年も、先ほども言いましたけども、同僚の議員からも質問がありました。私も個人

的に前課長さんのほうにも、そういう状態だからひとつよろしく願いますよということ
で言うておりましたけども、昨年の同僚の質問の中でも、ひとつ検討しますという課長さん
の答弁がありましたので、どの辺まで検討されているのかということで確認のために質問を
させていただきました。

最後に、その住民の方は、側溝をいっそのこと埋めてしまったらどうですかという人さえ
おられます。それで、埋めて、その道路よりも幾らかちょっと低くして、車が、タイヤが
通っても別に支障ないぐらいの水の流れで大丈夫じゃないだろうかとか、いっそのことそこ
をパイプにしてもらって埋めてしまったらどうやろうとか、いろんなアイデアも示されま
した。だけど、その辺はこれから現地を確認をされて、そして、その周辺の方々の意見も取
り入れてもらって、検討しますじゃなくて、これから前に具体的に進んでいくものと私は確
信しておりますので、どうか今までよりもさらにスピードアップをして対処のほうをひとつ
お願いをして、私の質問を終わります。現地を確認してやっていくということでございます
ので、これ以上の質問をすることはありません。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

これで3番田中静雄議員の一般質問を終了いたします。

それでは、通告順のとおり、6番井上正宣議員お願いいたします。

○6番（井上正宣君）

6番井上でございます。議長の許可をいただきましたので、項目は、1番、武道館につい
て、2、総合防災についてということで御質問をさせていただきます。

まず、8月27日の上峰の剣道大会には、町長、副町長、それから議員の皆様、教育委員の
皆様、御出席いただき、大変ありがとうございます。おかげで韓国チームを交えて200チー
ム以上が滞りなく終わりました。

さて、武道館はいつ建てるのか。これは、もう既に一昨年から1年がかりで質問してまい
りましたが、昭和52年、当時の通産省の補助事業30,000千円で建てております。これは、佐
賀県で一番早く武道館が建ったわけでございます。その翌年から、三田川町、北茂安町、東
脊振、隣接の町村がほとんど2階建て、2面の道場をつくっております。そして、みやき町
が、ここ四、五年になりますか、2階建ての立派な武道館を建てております。そして、この
武道館はいつ建てるのか、お伺いいたします。規模は考えているか。

総合防災について。防災無線は正しく動いているか。水害の時間雨量100ミリの対応につ
いては、もう既に日本全国100ミリを超した雨量が降っておりますが、それに対してどのよ
うに考えているか。それから、Jアラートが鳴った場合の対応。いろいろJアラートに対し
ては右往左往して混乱をしているような状態でございますので、それに対してはどういうふ
うに考えておるか、質問をしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項 1、武道館について、質問要旨 1、武道館はいつ建てるのかについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

井上議員の御質疑でございます、武道館はいつ建てるのかということで答弁申し上げます。

上峰町では、昭和40年代後半から平成にかけて整備、建設したさまざまな建物の老朽化が現在進んでおりまして、将来、更新や大規模改修の時期を迎えるということでございます。

公共施設等を順次更新していくためには莫大な費用が必要となり、加えて住民サービスの向上や町全体の環境整備に資するため、新たに進めるべき事業も多数ございます。国も現在、こうしたストックについての更新といいますよりも、床面積を減らして統合することによってのみ補助金をつけるというような状況であると聞いておりまして、私が聞いております武道館につきましては、単独で補助金がつくような建物ではないと。先ほど議員のほうから通産省の補助金をもとに建てられたということで聞きましたが、現在は人口減少時代ということで、いろんな施設を組み合わせるということが必要かというふうに思っております。

また一方で、こうした施設については長寿命化をしていきながら、約20年の時間を延ばして財政負担を減らすということも検討をするべきものでございまして、武道館は現在、建てる計画はございませんが、今後、老朽化をしている部分について、対応、見ていかなければいけないというふうに考えてございます。

○6番（井上正宣君）

今の武道館が、耐用年数からいくと24年間、もう耐用年数、ことしで28年になりますが、もう耐用年数過ぎていくわけですね。もう子供も練習のときに足を痛めて、床が落ちていますから足を痛めて、中学校は社会体育館のほうで練習をしています。小学校も練習はしておりますけれども、ちょうど成長期になって、成長期の子供たちが足首を痛めたり、膝を痛めたり、なかなかけがをして一生懸命頑張っております。その中でも、5年生の弓君が今度全国大会に出るようになりました。こんな努力をいたしております。だから、ぜひ一日も早く武道館をつくっていただきたい。中学校の子供たちも頑張っております。頑張る子供を支援していただく、それが大事だと思います。頑張らない子供はどうでもいいですよ、それは。頑張る子供を育ててください。

その点で、一応社会資本整備事業で武道館は建てるようになっておりますが、これは単独で建ててもらってもいいと思います。福岡先生に頼んだら、2分の1の補助でやると、これは返済も楽にできると思いますが、そこら辺はどうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

財源につきましては、社会資本整備交付金が対象となるというような話で、ちょっと私が曲解しているのかもしれませんが、私のところにはそのように聞こえてきておりません。老

朽化につきましては、やはり対応する必要があるというふうに考えていまして、先ほど寿命という表現を使われましたが、寿命を延ばす、長寿命を考えるようなことも必要ではないかと現在思っているところでございます。

○6番（井上正宣君）

それでは、武道館はいつ建てるかは決めてないわけですね。一日も早く建てるのが、もう五、六年前から言っているわけですよ。そして、現在の状況も話しているわけです。床が落ちているわけですから、足首を痛めるのは激しい運動にはどうしても、何とか対応をお願いしたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

いろんな方法で建物の建設については仕組みがあるというふうに聞いておりますし、そういう財政状況、できるだけ統合して多くの方に利用していただき、使用料が徴収できる、そういう仕組みを入れながら、民間の力も活用しての考え方はないかということで今後検討していきたいと思っております。

国体に備えて県のほうで補助事業があると聞いておりましたが、先日、ここで皆様方にお伝えされましたように、新築、更新の仮設費やらは出ますと。しかし、新築、更新費については対象にならないということでわかりましたので、加えて補助事業が充てられないということも聞きましたので、今、苦慮をしているところでございます。

○6番（井上正宣君）

ただ、武道館をつくるというのは、スポーツに限らず、避難場所ですね。災害のときの避難場所。そして、つくるなら地下に食料倉庫、そういうのも踏まえて、多機能的につくっていただきたいと思っているわけです。今、上峰町で災害が起きたときに、そういう機能ができる場所、それがないわけですね。だから、そういうのも含めて、早急につくっていただきたい。

2番目の項で規模の問題がありますが、その点も含めてどうでしょうかね。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、もう2番に入っているんですかね。

○6番（井上正宣君）

いや、1番です。

○町長（武廣勇平君）

長寿命化という視点では、規模は同じものになると思います。よって、いつ建てるのかの問いに対しては、現在のところ計画はないが、老朽化したところの対応は、対応をすぐしていかなければいけないという認識に立っているということでございます。（「2番目に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問要旨 2、規模は考えているかについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

先ほどと同様にお答えさせていただきますが、長寿命化という考え方からして規模は変わらないものと考えております。長寿命化できる箇所はあるわけで、将来的な負担を考えれば、より町民の理解につながる方法での対応を考えていきたいというふうに考えております。

○6番（井上正宣君）

先ほども申し上げましたとおり、多面的に考えていただいて、少しでも早く、もう耐用年数も過ぎておりますし、けがもしておりますので、そこら辺は十分、どうしても建設が出来るということであれば署名活動もしますので、2,000人ぐらい集めりゃよかでしょう。どうでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

何事も意思決定のプロセスが重要だと思いますので、町民の御要望であったり、議員の御発言であったりしながら、総合的に勘案していきたいと思います。現在のところ計画はございません。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項 2、総合防災について、質問要旨 1、防災無線は正しく動いているかについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、井上議員の質問事項の 2 の総合防災についての中の問題要旨 1、防災無線は正しく動いているかにつきまして答弁申し上げます。

防災行政無線が正しく動いているかにつきましては、毎日、12時と17時の時報放送で音声確認と、毎日、夜中の 2 時に行われます電波の自動送受信確認エラーチェック等を行っているところでございます。また、国が行う全国瞬時警報システム、J アラートによる自動放送につきましては、年 2 回程度、国が行う訓練放送にて自動起動及び放送がなされているかの確認を行っております。

また、町内において、防災行政無線の供用開始後に鳥越地区、下米多、井柳地区について受信のふぐあい等が生じております。それにつきましては、アンテナ等の交換という形で補っているところでございます。また、ほかの地区でも、聞こえづらかったり等のトラブルが発生いたしておりますけれども、その都度、対応をしているところでございます。

以上です。

○6番（井上正宣君）

この防災無線は、使いようによっては非常に便利でありますし、故障がくるとどうにもならない。9月1日の防災の日に、何かここで町内一斉にそういう訓練みたいなことをされま

したか。

○総務課長（江崎文男君）

本町におきましては、9月1日の防災の日におきましての訓練等は行っておりません。

○6番（井上正宣君）

やはり定期的に町内一斉に防災無線を使って訓練をしたほうがいいと思います。なぜなら、訓練によって未然に災害を防いでいるところがたくさんあります。朝倉のところも、地域によって日ごろ訓練した成果を出している集落がございます。だから、訓練が、防災無線はあっても、役に立つか、立たないか、訓練をしないとなかなか役に立たないと思います。防災無線があるから大丈夫だと。訓練をしてないと何もできない。ただ聞くだけでは、もう防災無線になりませんので、そこら辺をどのようにお考えなのか。

○総務課長（江崎文男君）

ただいま井上議員のほうからおっしゃられました日ごろの訓練ということですが、私もそのような意見に賛成でございます。

そういう中で、今、一番大事なのは地域防災組織の結成だと思います。その地域防災組織の結成に基づきまして、将来的には——将来的といいますか、できた以降につきましては、そのような形での防災の訓練等が非常に大事だと私も思っております。

以上です。

○6番（井上正宣君）

今、防災無線の塔が立っておりますね。あれは台風などで風速何メートルぐらいまで耐えられますか。あれが倒れちゃどうにもなりませんから、大体そこら辺の風速何メートルぐらいまでもてるのか。飛ぶか、飛ばないか。そこら辺を教えてください。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの風速何メートルかによって倒れるか、倒れないかということで、この防災無線をつくるときの基本計画の中に、風速何メートル以上までもちますよということを記入しております。ただ、数字的に、ちょっと私、今覚えておりませんので、後で報告したいと思います。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問要旨2、水害の時間雨量100mmの対応はについて答弁を求めます。

○建設課長（三好浩之君）

井上議員の質問事項2、総合防災について、要旨2、水害の時間雨量100mmの対応はという質問に関して答弁いたします。

まず、上峰町において時間雨量100ミリという雨は、今まで観測されたことはございません。しかしながら、近年、雨の降り方に変化が出てきており、最近では、ことし7月5日か

ら6日にかけて発生した九州北部豪雨が参考になるのではないかと思います。線状降水帯による豪雨であったことが明らかになっており、当町においても、いつ発生するかもしれないという認識と危機感を持っていなければならないと感じているところでございます。

したがって、日々、気象情報に注意を払うとともに、河川事務所や土木事務所など、関係機関と密接に連携を行い、河川の氾濫や被災状況など、迅速な情報の共有を図り、町としましてはパトロールを実施するなど、災害や被害状況の早期把握に努め、道路通行どめの早期対応など、大雨、洪水時の対応を行う所存であります。

以上、井上議員の質問の答弁を終わります。

○6番（井上正宣君）

副町長にお尋ねいたしますが、水害のときの時間雨量100ミリ、これは120ミリにもなるわけですね。近年、もう全国見ていると、100ミリ、120ミリというのはざらにあるわけです。もし1カ月後に上峰町がそういう状況になったら、どういうふうになるか。井柳川、切通川、耕地整理ため池、危険箇所ばかりです。そのようなときにどのような対応をとられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○副町長（森 悟君）

先ほどの御質問でございますけれども、この中にそういう対応については御質問ございませんでしたので、今、何も資料等については持ち合わせございません。

しかしながら、私が今まで幾つか想定も含めまして、そういった事案について、直接的にはかかわっておりませんが、経験上から申しますと、まず断っておきますけれども、想定についての質問、それから答弁というのは、ここではなかなかできにくいものがあります。ですから、一般論として申し上げますと、100ミリというのは、ここ数年、確かにゲリラ豪雨等々ございまして、あつてきております。ただ、それに対して各自治体で防災対応についてこのようにするとか、具体的にどのような数字に対してどのような対応を行うということは、なかなか現状では難しい状況であろうかと思います。

また、排水構造物等につきましては、現在、国の指針がございます。これにつきまして、私ども自治体の公共構造物につきましては、設計、そして施工を行っておりますので、それはきちんとその内容に従ってこれからの対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

まず、井柳川ですけれども、これは毎回言っておりますけれども、潮の満ち引きがあるわけですね。満潮のときは川の天端まで50センチ足らずです。それに100ミリの雨が降ったらどうですかね。堤防が決壊するのは目に見えていますね。上峰で近年、大雨が降ったというのは55ミリぐらいです。その倍ですよ。もう災害が起きるのは目に見えているわけです。

切通川、中津隈から上、これは越水しています。55ミリぐらい。100ミリはその倍です。

どうなるんですかね。下津毛、それから中村、この辺は水浸しですよ。井柳川が決壊したら米多地区は全滅です。

それから、耕地整理ため池。早急にやらないと、100ミリの雨が降ると、とてもじゃないです。屋形原、大字堤、町長の家も堤ですよ。100ミリの雨が降ったら、耕地整理ため池が決壊した場合にどのような災害が起きるか。私は、この3カ所、シミュレーションをつくっていただきたい。

この水害のときも、高さがございますから、同僚議員がいつも申しております海拔何メートルという、そういう標識を上峰町内に立てていただきたい。それによって、逃げる場所、そういうところも、いつ逃げるのか、もう災害が起こってから逃げたって何もなりませんから、災害が起きる前に、どういうふうに避難場所に逃げるか。こういうのは最も大事なことだと思っております。100ミリ、120ミリは、もう目の前ですよ。そういうことから、そういう避難場所、越水、決壊、そういうことが起きた場合にどういう対応をとられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○建設課長（三好浩之君）

ただいま井上議員のほうから御指摘ありました、100ミリ超えた場合の水害時における避難等、対応をどうされるかということでの御質問かと思えますけれども、まず井柳川の堤防に関しましては、県河川でございますし、堤防の強化など、今後、県のほうに働きかけをしていく必要はあるかと思えます。

あと切通川に関しましては、今現在、河川拡幅の工事が進められているところでございまして、近い将来、拡幅されれば、越水等の災害も減ってくるのではないかと考えているところでございます。

あと耕地整理ため池の災害があった場合はということでございますけれども、こちらに関しても、今、産業のほうで補助事業を模索されていると思いますので、そういう災害に対応するような堤防も構築をされると思っております。

避難ルート等に関しましては、防災の関連等になりますので、私のほうではちょっと資料等持ち合わせておりませんので、そちらに関しましては控えさせていただきたいと思えます。

以上、答弁にかえさせていただきます。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、防災、特に先ほど質問がありましたとおり、決壊、越水等があった場合の避難という形での回答を申し上げます。

このごろ、うちのほうでつくりました防災マップの中には、筑後川の決壊時の水没区域が出ております。上峰におきましては、神北線あたりまで水位が来るというような情報がありますので、それにつきましては、今回作成しました防災マップのほうに載せているところでございます。

ただ、県のほうの井柳川及び切通川につきましては、まだ県のほうで、要するにそれが決壊したときの水没地区がどこまで来るかというようなことでの、今、県のほうでそれを作成しているということです。今後、そのようなことの情報が入りましたら、防災マップのほうにまた反映をしていきたいと思えます。

それで、河川等につきましては、通常の水位、それから氾濫注意水位、水防団待機水位、それと氾濫危険水位という形で、ある程度の水位が来れば、要するに氾濫注意水位、それからこれを過ぎれば水防団の待機水位、また氾濫危険水位というのが一番上のほうにあるんですけれども、通常、そのような情報を早くつかんで、先ほどの話ではないんですけれども、防災無線で住民に情報を教えると。そして、住民についてはすぐ逃げるというようなことで、うちとしては住民に対して指示をしていきたいと思っているところでございます。

○6番（井上正宣君）

今、申しましたとおり、井柳川、切通川、耕地整理ため池、これが決壊、もしくは越水したときの状況を頭の中に浮かべてください。55ミリで越水する切通川。100ミリ降った場合、とてもじゃないが、下津毛部落は浸水をすると思います。耕地整理ため池、これが決壊したら堤部落は全滅です。耕地整理ため池。思ってもみてください。朝倉の場合を見ていただいたらわかるように、部分的集中豪雨です。井柳川決壊したら、もう決壊するのは目に見えていますから、しゅんせつ工事を県のほうでするといっても、下流域からやっていますから、上流域まで、もう間に合いません。そうしたときに決壊したら、米多地区は全滅です。それを考えると、喫緊の課題なんです。こういう防災というのは。防災無線によって避難場所を早くすればいいだけのことじゃないです。生命、財産が終わりますから、その点、県、国に強力に陳情して、そういう災害が起きるところは早目に力強く陳情を重ねていただくようお願いしたいと思えます。

○議長（寺崎太彦君）

答弁をお願いします。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの井上議員のほうの質問にお答えいたします。

最終的な井上議員さんのほうからのあれになりますと、特に切通川の河川改修を急ぎ陳情という形になるかと思えます。これにつきましては、上峰町だけではなく、よそとの、関係市町村との期成会等がございますので、それにつきましては建設部局のほうで急ぎ早い陳情をということになるかと思えます。

それと、先ほどの防災からあと1つ申し上げますと、今現在、切通川及び井柳川につきましては、ポンプで、導水路のポンプが設置されております。それにより越水が、今ないと言えましょうになりますけれども、大抵の、やっぱり時間的な、有効的な方法として、今、ポンプの方法、要するにポンプで筑後川とかのほうに送るというような手段をとっておりますの

で、時間的には、その100ミリに応じたポンプの稼働方法を今後考えていかなければならないと思っていますところでございます。

○6番（井上正宣君）

ここで提案なんです、地震災害などの起きる前、上峰独自のシミュレーションをつくって、その対応を検討したほうがいいと思うんですが、それには文化課もドローンを購入していますので、ドローンで上空から映して、どの地区がどのように被害が来るといようなことも含めて、上峰町の災害マップをつくりかえていただきたい。あの災害マップでは、なかなか実際災害が起きるところはわかりませんので、シミュレーションをぜひお願いしたいと思いますが、どのようにお考えか。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

それでは、休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

それでは、要旨2の水害の時間雨量100ミリの対応はについて、そこから答弁をお願いいたします。

○総務課長（江崎文男君）

井上議員さんの先ほどの質疑ですね。町独自での防災マップの見直し、また防災に対する町でのシミュレーション等の実施ということにつきましてお答えいたします。

私も井上議員さんと同じような考えです、同感と思っております。まず、防災のシミュレーションというのは非常に大事なものだと考えております。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたとおり、そのシミュレーション、町全体のシミュレーションをする前段で、やっぱり地域防災、自主防災組織のまず確立をしていただき、今度の防災マップにも載せていたんですけれども、また先般の広報「かみみね」にも載せていたんですけれども、まず災害が起きたときの、各家庭、それから地域等の、まずそこら辺での各家庭及び小さい地域での災害が起きたときどういうふうな行動をするか、そういうのをきちっとやっぱりしていただいて、それをあわせながら町全体のシミュレーションづくりが私は必要ではないかなと思っております。

そういう中で、まず、何回も申し上げますとおり、この自主防災組織の確立というのは、

もう避けて通れないところだと思っております。ことしにつきましても、区長例会の中で自主防災組織について、県のほうから防災士を呼んで研修会をする予定でございますので、一日も早く自主防災組織の確立、これが災害に対する一番の問題点、またはできたときの、これを共助とする中身になっていくと思っておりますので、ぜひこの自主防災組織につきましては確立を進めていきたいと思っております。

○6番（井上正宣君）

例えば、井柳川の右岸が決壊したときに、もし100ミリ以上降ったときには、どの方向にどれだけ広がって、水没する地区がどれだけあるか。例えば、おたっしや館があって、避難場所になっておりますが、おたっしや館もつかる可能性が出てくると避難場所として適当でない。そういうことも出てくるし、例えば、切通川が越水して、もうとまらない。そうしたときには、上坊所地区、下坊所地区、この間の55ミリぐらい降ったときに、ちょうど三樹病院の前が30センチぐらい道路越してましたもんね。100ミリ降ったら、大体想像がつくんじゃないかと。ましてや北部の耕地整理ため池が決壊したときに、大字堤は大打撃を受けるし、切通地区も相当な被害が出てくると思うんです。こういうのも、やはりシミュレーションをつくって、どの方向にどういう災害が起きるというようなことを決めて、いち早く、もう間に合わなかったらしょうがないですからね。避難に間に合うように、どの時点で判断するかというの物的確にやっぱり訓練を何回かやって、地区の皆さん方に知ってもらうことが大事だと思うんですが、その点どうでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

井上議員さんの質疑の中身については、私も同感でございます。

一応本町の避難場所というのが12カ所ほどあるんですけれども、避難場所も、その目的によって分かれております。これについても今まで認識がなかったかと思えますけれども、防災マップの中には載せているわけでございます。

南のほうにつきましては、江迎、前牟田、おたっしや館、そこについては基本的に風水害での避難場所には指定しておりません。地震、台風等はあるんですけれども、水害関係につきましては町民センターより上のほうで避難場所の確保をしております。というのは、今のところ筑後川の破堤により筑後川の水はどこまで来るかというシミュレーションはできておりますので、そこにつきましては、大体、神埼、神北線あたりまで来るという想定はできておりますので、それから以北についての浸水箇所での避難場所というものを設定しております。

ただ、先ほど言われましたとおり、井柳川、または切通川、県の一級河川についての想定がまだできておりません。よって、この想定をいち早く県のほうでつくり上げていただければ、また井柳川と切通川の想定区域が出てきますので、これによって、また避難場所の選定というのが変わってくるかと思えます。

○6番（井上正宣君）

ちょうど28年の水害のときが、下坊所はちょうど古賀獣医さんの家ですね。あそこが船着き場でした。そして、下はもう全滅です。ですから、その点を考慮したら、28水のとこと比べて幾らかは変わってくると思います。切通川が越水と上部の耕地整理ため池が決壊と、シミュレーションをつくったら形態が変わってくると思うんですが、その避難をするところが水没してしまったら避難されんですから、あくまでも町民センターから上のほうじゃないとだめだということですが、切通川が越水したら、ここら辺も、町民センターもだめですから、そうしたらどこに避難するのかという、そういう想定もしておかなければならない。ましてや、水害だけ、ただ単にぽんと来るわけじゃないですから、水害に風、地震。地震がいつ起きてもおかしくないわけですね。活断層が走っていますから。震度7が来るのはいつかわからんですよ。ですから、そういう災害のときに、いち早く安全に避難ができる、そういう場所を選定することが必要だと思っております。

そしてまた、そういう災害が起きるところは、できるだけ早く、一日も早く、やっぱり修理して、耐え得るような補強をしないと、井柳川も、もうしゅんせつも県に働きかけて急いでもらうようにしてもらわないと、もう満潮のときなんかは天端まで50センチぐらいですよ。それに100ミリなんていったら、もう堤防決壊ですもん。100ミリ降らないからいいですけども、いつ起きるかわからない状態の中で、そういう上峰では井柳川、切通川、耕地整理ため池、これが危険箇所です。もうそれをいち早く、大体頭の中へ思い浮かべてください。もう危ないと思いますから、そこで避難場所は、町民センターも避難場所にならないと思うんです。切通川が越水して。この間の55ミリぐらい、もう三樹病院の前、役場の西側が道路上に50センチぐらい上がっていましたから、もう川が流れ切らないわけですね。そういうことも想定して、大体どこに避難をしたということを決めておいていただかないと、それで今のところは最終的にどのあたりだという、小学校、中学校は大丈夫だと思いますけれども、そこら辺の避難場所の選定をどのようにお考えか。

○総務課長（江崎文男君）

井上議員のほうからの、要するに県河川の氾濫についての避難場所の選定ということですが、私たちが実際、身近にある一級河川の想定がまだできておりません。これにつきましては、先般、先ほども申し上げましたとおり、今、県のほうで切通川と井柳川については、破堤した場合にどこまで水が来るかということの、今、調査を県のほうもやっておりますので、いち早くその結果をうちのほうでもらい、それに合わせたところでの、今後また避難場所の選定の見直し等もしていかなければならないと思っております。（「次に行ってください」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次に進みます。

質問要旨 3、Jアラートが鳴った場合の対応はについて答弁を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

井上議員さんのJアラートが鳴った場合の対応についての答弁の前に、1番目の質疑の中で、戸別受信機、今、立っています鉄塔ですね。それに対する風速はどこまでもてるかということについて、私ちょっと回答ができませんでしたけれども、今、資料をもらいましたので、資料に基づき御報告いたします。

瞬間最大風速60メートルまでもてるというような仕様書に基づいて、建設をしているところ です。

それでは、私のほうからは、井上議員の質問事項2の総合防災についての中での質問要旨1、Jアラートが鳴った場合の対応につきまして答弁申し上げます。

Jアラート、全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報、特別警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から送信し、市町村防災行政無線や携帯電話のエリアメール等を自動起動することにより、国から住民への緊急情報を瞬時に伝達するシステムでございます。

実際、Jアラートが鳴った場合、防災担当であります総務課職員につきましては、役場に参集し、それぞれの事態に応じ、対応をとっていくことになっております。

震災対処を例にとりますと、災害情報連絡室設置につきましては震度4、災害警戒本部の設置につきましては震度5、災害対策本部の設置につきましては震度6弱以上ということで、このときには全職員が直ちに登庁しなければならなくなっております。

以上でございます。

○6番（井上正宣君）

Jアラートは、水害などは割と時間があるんですが、地震等については、もう時間的に余裕はないですから、そういう場合と、先般、北朝鮮によるミサイル発射ですね。東北のほうはかなり混乱していましたから、そのJアラートが鳴った場合、水害等には早目にやると効果的だと思いますが、気象庁の発表と地域的な発表のずれがそこに出てくると思うんです。だから、地域性を考慮したところでのJアラートを鳴らすか鳴らさないか、非常に問題だと思います。今は局地的集中豪雨が数多く発生していますから、佐賀の辺の気象状況を発表しても、こっちの鳥栖地区はそれに倍するような災害が発生する場合がございますので、そういったときのJアラートの鳴らし方、避難場所、そういうのをどういうふうにお考えになるのか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの質疑ですけれども、河川の浸水に伴う避難場所等の設定に、Jアラート、もしくは情報的なものをどうつかむかというようなことだと思いますけれども、地震につきましては、本町といたしましてはJアラート頼みというような形になるかと思います。ただ、浸水

情報につきましては、先ほど言われるとおり、佐賀の地区、鳥栖地区ごとにいろいろ警報が違います。今、極端に言いますと、各町村ごとに警報が出ているような状態ですので、それをいち早く情報としては各町村に今来ております。よって、浸水のためのＪアラートといいますよりも、その先の、佐賀でいうなら地方気象台等の情報を先に町村のほうに、各自の町村ごとに来ますので、注意報、警報というような段階で来ますので、それを町としてはいち早く情報をつかみ、それをどういう状況でやるかということを把握しながら、いち早く各町民への情報伝達、または避難誘導等が大事になってくるかと思っております。

○６番（井上正宣君）

話はちょっと変わりますが、北朝鮮からのミサイル攻撃を受けた場合に、北朝鮮から九州まで約４分。４分の間に何かできることはありますか。避難場所といっても、地下に潜れといっても地下はないし、北陸の人が言っていましたけど、地下に潜れて、地下がないのに、どういうそれは意味なのかですね。その４分という時間は、地震も同じですが、次の地震が来るまでにまた、非常に短い時間で災害が来る場合は、対応の仕方がまた非常に難しいと思います。もし町長が東京に陳情に行ったときにＪアラートが鳴ってミサイルが飛んでくると。どういうふうに対応ができるのかですね。非常に難しいと思います。まさかこの辺には飛んでこないだろうと思ったのが飛んでくる。そういったときの対応訓練というのは、今、皆さんが考えているような対応の仕方でもいいですかね。４分ぐらいの時間に地下に潜れ、身を隠せなんていったって、到底できるものじゃないと思います。ましてや北朝鮮は、地上３０キロぐらい上空に爆弾を落とせば電磁パルスが発生します。皆さん御存じですかね、電磁パルス。電気がとまる。通信網がとまる。もうほぼ壊滅状態ですよ。東京に水爆を上空で爆発させたら、大体日本全国、もう一発でいいそうです。それを北朝鮮が示唆をしております。どんな対応が必要でしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

先ほどの井上議員さんの北朝鮮からのミサイル到達についてなんですけれども、先般、２９日のミサイルの話に戻りますと、北朝鮮から２９日の５時５８分ごろ、弾道ミサイルを発射したことを受け、政府は全国瞬時警報システム、Ｊアラートにより緊急情報を発信した。しかし、Ｊアラートの受信からミサイル通過までわずかな時間しかなかったこと。ネットでは戸惑いの声が多く寄せられているというような記事もあります。

先ほど言われましたとおり、何分かの間でどうするかということで、Ｊアラートの中では、政府といたしましては、国民保護のポータルサイトでミサイル落下時の行動についての紹介をされておりますけれども、それによりますと、Ｊアラートのメッセージが流れた際、野外にいる場合にはできるだけ頑丈な建物や地下に避難すること。近くに建物がない場合、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ることとしている等の情報は流れております。

先ほど言われましたとおり、そしたら本町としてはどういうふうなことをしていくのかと

ということですけれども、瞬時には国からの、今言われたような行動しかないかと思っております。ただ、それ以降、到達して、そのミサイルがそこに落ちたとした場合について、その後の処理、後をどうしていくか。要するに、そこにはいろいろな弊害が出てくるかと思しますので、今後はその、飛んでミサイルが落ちるまで、落ちたときじゃなしに、その以降の処置をどうするかというのが必要になってくるかと思えます。それで、役場としては、役場職員の災害等の後の対応についての計画書を、31年ぐらいまでですかね、つくるようになっておりますので、災害があったときに職員の対応に対する計画書を、この瞬時の北朝鮮からのミサイルが到達した後の行動も生かしながら計画書をつくっていくような形になるかと思えます。

○6番（井上正宣君）

とにかく総合防災については、防災無線もさることながら、水害の時間雨量、Jアラート、全てにこれは訓練が必要だと思います。何はともあれ、訓練をしておかないと、いざというときに間に合いませんので、その訓練を今後やっていただくようにお願いします。

それで、この件については質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

これで6番井上正宣議員の一般質問を終了いたします。

それでは、通告順のとおり、7番吉富隆議員よりお願いいたします。

○7番（吉富 隆君）

皆さんこんにちは。7番吉富でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

ただいま議長のほうから質問の許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきたいと思えます。

一般質問に入る前に、削除のお願いを議長にお届けをしていたところでございます。

大きく2番目のふるさと納税PR広告料1億3千85万円について撤回をお願いしたいと。理由につきましては、資料要求をしておりましたところ、資料を見てみますと、プロポーザル方式で契約候補者を決定、現在、契約提携に向けて協議中だということでございますので、きちっとした御答弁ができないものと僕が判断をいたしましたので、撤回をさせていただきたいというふうに思えます。御理解のほどをよろしくお願いをいたします。

早速ですが、統括質問のほうに移らせていただきます。

ふるさと納税についてでございますが、同僚からも質問が出ておりました。その中でですね、9月4日に野田聖子総務大臣、フジサンケイビジネスアイのインタビューにコメントが出されております。自治体にお任せするのは当然だと。返礼にめぐる通知は見直しをするというふうなことのコメントが出ております。要所だけ読み上げさせていただきますが、ふるさと納税の寄附を直接自分の意思でできるという仕組みや、脆弱な財政の地方が必要なことをふるさと納税で自由にできる流れが大事だというようなコメントも出されております。そ

れから、家電など、高い品物の返礼については、転売目的をどうするのかについては、次元は別問題だと。特に地方の首長という名前が出されております。首長の良識の判断にというコメントが出されております。

なお、いたずらに返礼品をとめることがあってはならないというふうなコメントが出されております。そうしますと、来年4月からというふうなことでございますので、新年度においては、今までどおりが変わる可能性があるのではないかなというふうに私は解釈をしたところでございます。そういったことも踏まえたところで、ふるさと納税について質問をさせていただきたいというふうに思います。

第1番目に、ふるさと納税について、要旨1番目に、ふるさと納税報償費25億3千8百万円について（委託業者及び委託内容について）質問をさせていただくことに通告をさせていただいておる中で、このふるさと納税の25億円って大きな金額なんですね。資料をいただいておりますが、契約相手方は、一般社団法人起立工商協会というふうになっております。内容については、資料にいろいろと書いてありますが、契約期間が平成29年4月1日から平成30年3月31日までということに資料ではなっております。

そういった中で、この問題には6月にも若干触れさせていただきましたが、起立工商協会というのが、立ち上げが平成29年3月30日——この資料から見ると2日後ですか——に契約がなされているということになるのではないかと、そういうことで間違いはないか、まず1点ここでお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。随時、この案件につきましては関連事項として質問をさせていただきたいというふうに思っております。

要旨2のふるさと納税業務委託についても同様でございますが、これも資料を見ますと、一般財団法人（191ページで訂正）起立工商協会というふうになっております。契約の期間も平成29年4月1日から平成30年3月31日までという、資料の中にはうたっておられますので、これも平成29年の4月1日からに契約がなっているものと私は判断をしておりますので、る説明をしていただいた上で、また質問をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2番目については撤回をいたしましたので、順番的には変わりますが、町長の言動について、町長のお考えはということで質問をするように通告をいたしております。

この問題につきましては、2月定例会にも触れさせていただきました。しかし、きちっとした御答弁はいただけなかったと私は思っております。しかしながら、この問題につきまして、質問をするしないは非常に僕は迷いました。大変危惧をしたところでございます。決め手になったのは、6月の定例会、議案審議の中で傍聴席の方から、刑務所に行けというようなやじがございました。これが質問をする私の決め手となりました。その間、時間が結構長くあります、きょうまで。この問題について、町長は私のように足を運んで、こうこうしかじかで申しわけなかったということがあったとするならば、私はこの問題には触れてません。

今、上峰町長、武廣町長におかれましては、すごい人気なんです。町民の信頼度が物すごく高い。それだけのリスクは町長にもあると思うんだけど、町長の言動がこれだけ町民の皆さんの信頼度が高い方が発言をされることにいかなもんかなと僕は思ってます。私もこうして壇上に上がって質問をすることができるのは、支持者のおかげだと僕は感謝をしています。前回の選挙においては、500人強の方からの支持を受けております。顔向けできませんよね、この人たちに。それと、家に帰れば、僕は女房がいます、子供が3人います、孫が5人います。家族にも顔向けできないですよ。そして、地域の方、農業団体の方、また、我々と同じ議員の皆さんとの町外の方との付き合いも結構僕はございます。その人たちにも顔向けができないんですよ。大変僕も苦勞をしましたよ、これに。人の心を踏みにじっという今まで何もなかった、それはいかなもんかと思えます。

よくよく議員の皆さんも考えていただきたいのは、1年3カ月で我々任期切れします。選挙になります。これは100%間違いないんですもんね。そういったときに、これだけの支持率の高い首長さんが、刑務所にたたき込む、これですね、物すごく選挙のとき、影響しますよ。こんなことがあっていいのかと僕は思いますね。これは議会全体の問題でもあるかなと思ってます。やはり早目早目に町長が行動されれば、この問題は早く解決をしている。

私は町長にこういう話をさせていただきました、ここの中で。今まで町長が行動をとられたこと、精査をしていただいて、あしたからどうするかということのを投げかけております。これがまさしく自分の言動によるものを早く解決しなさいよと僕はそういう助言をしてきました。それを気づいていただけなかった。非常に残念に思っております。

なかなかの町長は企画立案、ずば抜けてます。考えてみてください。ふるさと納税は、平成27年の9月の頭だったと僕は記憶してます。ネットに出した、町長が企画立案して出された、ネット上に、上峰町、こうして立ち上げましたよということなんですが、その翌日が上峰中学校の運動会でした。町長とお会いしたときに、いや、反響すごいよって、いや、よかったねと。その中で町長さんはですね、12月までに10,000千円の寄附があればいいですねというコメントを忘れもしません。僕は0が2つ違うと、10億円いきますよという話をさせていただきました。ところが、10億円どころではなかった。これは、町長の努力、企画立案のたまものですよね。そして、平成28年になってみらんですか、47億円ですよ。29年度ももう11億円は超えてるという発表がなされております。すごいじゃないですか。それだけ人気のある町長さんがコメントを出す、言動をされることはですね、信頼度が高いんですよ。物すごく上峰町長さんってすごいねって、上峰町すごいねって、どこ行っても言われます。それは、ふるさと納税である町長の技量だと僕は思ってます。何回も、町長、褒め事じゃない、この議場でも褒めております。

そういった観点から考えると、やっぱり私もこの年になって、12月20日で喜寿、77歳になります。そして、僕も5期目を支持をしていただいて19年目もう終わろうとしています。

私にも少しながらのプライドがございます。いろいろなつき合い、いっぱいおります。顔向けできない。まず、家族にできないですよ、刑務所に行くということは。次の選挙に僕は立候補するかしないかは、フィフティー、五分五分です。でも、何でもこういったことを町長気づいてもらえなかったんだろかというふうに非常に私は残念に思っております。このことについては、町長のお考えをお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。

それから、道の駅の設置について、同僚も質問をされておりますが、質問内容につきましては進捗状況と。これには、補正で30,000千円の予算がついております。中身全部とは申しませんが、予算書を見ると30,000千円となっております。ただ、私が思うのには、農業が第1産業であるから、そういったものについてはぜひやってほしいというコメントも町長にお願いをしておりますが、今までの流れを見ますと、いかにも町がやるような雰囲気なんですよ、道の駅は。これはできるのかなと1つ疑問がございます。恐らく町ではやらない方針だろうとは思いますが、どのような形での構想が考えられるのか、やはり執行部のお考えをお尋ねしたいと思ってます。これ、非常に町がやることになりますとですね、非常に難しい問題が出てきます。財源の問題。起債かけるにも、償還金を超えてはならないという縛りがございます。大きな起債はできません。そういったことも勘案して、どのような形でどのような方向性を持ってされるのか。もうこれ、協議中でございますので、ある程度のことはもう考えてあるものと思いますので、その辺についてお尋ねをさせていただきます。

以上、大きく3点でございますが、明快な御回答をお願いをいたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、ふるさと納税について、質問要旨1、ふるさと納税報償費25億3千8百万円について（委託業者及び委託内容について）、それについて答弁をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員のふるさと納税について、1、ふるさと納税報償費25億3千8百万円について（委託業者及び委託内容について）ということで御質疑をいただいております。

議員はもうよく、予算書は見方はよく御存じのことだと思いますが、住民の皆様方にやはり誤解を生んではいけないということからちょっと長々と答弁させていただきますが、今回この当初予算の2,538,000千円ということで、当初予算についての言及ですので、当初予算の内容を見ますと、ふるさと納税はどういう仕組みで寄附金が予算書上記されているかといいますと、まず寄附金という形で、総務寄附金という形で、昨年でいえば40億円の寄附金が入り、その分がそのまま積み立てられます、ふるさと納税費というもののの中にですね。さらに、繰入金という形で、ふるさと寄附金基金繰入金という形で33億円余りの歳入があり、そこから、今、議員がおっしゃっている報償費、あるいは共済費、需用費、これはパソコンの

購入費とか、あと人件費であったり、役務費、委託料、使用料、負担金、補助金、償還金という形で支出がされるという形になっております。よって、この委託料ということで、先ほど事務や業務を他者に依頼し行っていただくような意味合いで、この2,538,000千円をお話しになられ、それが起立工商協会という一般社団法人に委託されているというような内容でちょっと理解をされているようでありましたが、これは全く間違いでありまして、報償費、すなわち役務、負担に対し償う費用、この場合は一定の行為を行っていただいたことに報いる、買い上げる行為でございまして、我々がその2,538,000千円、上峰町として買い上げる行為を指すものでございます。よって、委託業者というものはおりませんし、委託内容については、ここで答弁はちょっと難しいというふうに思います。この資料に提出しているのは、それらの議論を踏まえ、一般社団法人起立工商協会に報償費として契約をさせていただき、1品当たりの返礼品単価に配送済み件数を乗じた金額で契約をしているということでございます。その前提で、ぜひちょっと理解をしていただきたいということでございます。

よって、住民の皆様に伝わるときに、委託という言葉がなきように、誤解を招かないようにあえてここで申し上げた上で、4月の1日から3月31日までの契約というふうになっております。設立は、その前年度にタウンプロモーション事業という予算を皆様方から、議会の皆様方の御承認を経て、議決を経て、タウンプロモーション協会をつくることを前提に3月31日までに設立したものでございます。3月31日に設立したわけですが、相当な準備をしながら時間をかけてこのタウンプロモーション協会は前年度にしっかりとつくられ、翌年度早々に一般社団法人起立工商協会に契約をさせていただいたということでございます。

これは、契約業務につきましては、寄附の受け付けに関することと関係書類の発行に関すること、資料に書かれておりますけれども、返礼品の調達に関すること（返礼品の企画・選定、返礼品業者確保等）、返礼品の発注・配送管理等に関すること、寄附者等からの問い合わせに関すること、ふるさと納税に関するイベント等のPR、本町との連絡——これ、済みません、失礼しました。今申し上げましたのは106,500千円のほうですね、失礼しました。契約の件名については、失礼しました、ふるさと納税お礼の品の調達及び配送に係る契約でございます。そういう形で、起立工商協会と契約をさせていただいているということで、くれぐれも委託ではございませんということを強調させていただいて答弁とさせていただきます。

○7番（吉富 隆君）

ただいま町長のほうから詳しく御説明をいただきましたけれども、この内容につきまして、議会にも報告が、今まではきちとした説明はなかったと僕は記憶しております。そうであるとするならば、そのように私も考え方を切りかえさせていただきたいというふうに思います。何はともあれ、きちとしたふるさと納税報償費2,538,000千円、29年4月1日から平成30年の3月1日までに委託じゃないということで理解をしたところでございます。

そうしますと、この金額はどこから出てくるんですか、こういう大きな金額は。長々と今まで3月30日までに一般社団法人起立工商協会が立ち上がるまでの時間はあったでしょう。しかしながら、私は起立工商協会がどうだということじゃなくて、それだけの大きな金額を契約する信頼と経験というものがあるかどうかというのが疑問でございますし、また、新聞等々を見ますとですね、4月から町のふるさと納税返礼品事務を受託したと、代表理事さんがコメントを出されております。新聞で大きく掲載されております。若干僕は疑問があったので質問をしているところでございますので、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

手元に詳細な報償費の内訳について、現在、私自身が所持しているわけではございませんが、基本的には、これは物品の調達ということで、ふるさと納税は、寄附者がふるさとを感じる、議員、釈迦に説法でございますが、故郷あるいはその他の自治体に寄附することができ、還付控除を受けながら寄附に対し心ばかりのお礼の品をお返しするということで、そのお礼の品の調達費用でございます。

では、なぜ40億円の当初予算の中で25億円の報償費が含まれているかという点につきましては、40億円についての約半分、これが20億円でございますけれども、6割の予算で基本的に当初の時点では組んでおりますので、送料等も含めてのことだと理解をしていただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

大体40億円の半分で20億円ということになると思います、単純にね。5億円の件についても、若干ね、今説明されたとおりだと思いますが、やはりこの一般社団法人起立工商協会においても利益追求はされるもんというふうに思います。ただ、この25億円という金は流動的であろうと思います。40億円に対してですから、もし40億円いかなかった場合どうなるかというのは、これは流動的になるだろうと、これは理解してます。

私もですね、まずお尋ねしたいのは、起立工商協会さんの実績がないんですよ、まずない。それで、これ、私は民間の業という形で捉えております。それがですよ、上峰町の別館に事務所を置いて本当にいいのかどうか、僕はわからない。常識的にはできないだろうと思いますが、それはやっぱり町長の裁量でできたもんだと、もう解釈もします。そうしますと、これだけの大きな金額をいろいろな仕事をしなければならない。しかし、起立工商協会には、何名かしこ毎日お見えになってません、何名かしこお見えになってませんが、果たして事務処理ができるかということは、僕は疑問があります。その辺について、ちょっと内容等々がわかれば御説明をいただきたい。

○町長（武廣勇平君）

まず2点、ちょっと議員の誤解があるようでございますので、丁重にですね、ちょっとそ

の指摘をさせていただきながら答弁とかえさせていただきたいと思いますが、この起立工商協会につきましては、利益を追求する団体ではございません。中間マージンを物品調達の際に得ているかということ言えば、得ておりません。すなわちそれはどういう意味かといいますと、国のほうも最近言っておりますけれども、地域に地域商社をつくりなさいということっております。言葉を変えて、地域商社が派生して、最近ではDMOと、ちょっと聞きなれない、なじみのない言葉であります、ディスティニー・マニフェスト・オーガニゼーションと、あるいはマネジメント・オーガニゼーションというんですけども、観光にもうちょっと力を入れて地域はいくべきだという視点から、稼ぐ力をつけるために、行政主導の観光行政ではなく地域が自発的に発出していくような、そういう形での組織をつくっていきなさいと。そして、そちらに新型交付金、地域活性化の交付金等の充当をしていくというような流れに現在なっております。これも議員には説明不足だったということで、この場をかりて御説明させていただきたいと思っておりますが、これはすなわち、地域商社なるものができれば、各地域で、例えば商工業の皆様方の物品がもうちょっとEC上で磨き上げをされて商品開発というふうになる拠点をつくることにつながりますし、商工業者だけでなく、飲食店、あるいは農家直接に持ち込みを、産直機能を残しながらパックにしてすぐ売っているような自治体も最近は見られます。そういう仕組みをつくるのに、やはり拠点といいますか、司令塔が必要だということでですね、国のガイドラインといいますか、その指針に従ってDMOの構築を現在進めているところでございます。よって、実績がないのは、全国一律どのDMOも実績がほとんどないというような状況で現在進んでおりまして、佐賀県内でも、二、三、DMOの設置の動きがこの三養基郡でも起こり始めてございます。どこも実績がない中で、何とか地域の活性をとというふうに考えているのが現状でございます。

そして、もう一点、議員のちょっと指摘で、人がいないということでございましたが、私が設立総会のときに立ち寄ったときには、約二、三十社ですね、20から30社の方々の総会への参加があられたということで、その後、私も事務所に行ったことがありますけれども、数人の方がですね、そこで事務をされたりミーティングをされたりしているような現状でございました。最初の走り出し、始動の時期でございますので、これからネットワークを広げながら、より多くの物産を6次化し、他市町に、ふるさと納税というツールだけでなく、ECサイトを活用しながら、あるいは越境EC等を考慮に入れながら進めていく非常に先駆的なですね、取り組みをしていただいているものというふうに理解をしております。

○7番（吉富 隆君）

る町長から御説明をいただきましたけれども、私は理解に苦しんでおります。なぜならば、経験がなくてもいいというふうなことでございますが、起立工商協会におかれましては、「観光で人、モノの流れを」ということが目的で設立をされております。そういった中で、ふるさと納税返礼品事務を受託をしたということなんですよ。そうしますと、単純に考える

と、受託したということは、2,538,000千円を契約されたということで僕は理解しました。余りにも金が多いんですね、そんなことができるのかなという感じをいたします。それは私の疑問点でありました。そういうことはまたきちっと説明をお伺いしますが、一般財団法人（191ページで訂正）としても、利益追求はできるようになってますよね、なってます。理由は何でかという、せっかく立ち上げた財団法人（191ページで訂正）が永遠と継続できるようにということで、利益追求はできるようになってます。我々が、私が単純に考えると、25億円の金が事務所に何人かの方、全然来てないと僕は言ってませんよ。3名か4名程度はお見えになっているようでございます。その事務処理が本当にできるかということなんですよ。

もう一つ疑問がございます。2部屋ございます。手前には、株式会社ジッパーという職員が入っております。そこには10人ぐらい出入りをなされております。その関係についてはどうなっているのでしょうか。全然、表に出ておりませんよ。ただ、28年度だったと記憶しておりますが、事務委託やったですね、そのときは、24,000千円がされている経緯がございます。そのまま事務所も残って使われております。それ、行政とジッパーさんとの関連はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをします。

○町長（武廣勇平君）

それはちょっとお言葉を返すようでありますが、土地改良区と、そこから発注をされている業者の関係をお聞きになられていると同様で、我々は委託業務を起立工商協会としか結んでおりませんので、その他のことにつきましては、起立工商協会にお尋ねされるか、これが一般質問の答弁範囲と我々は思いませんので、それは土地改良区の議論があった際に、議員の皆様方が土地改良区の発注事業について言及できないことと同等だというふうに私自身は理解してございます。

○7番（吉富 隆君）

土地改良の話まで持ち出される必要はないなと思いますよ。ジッパーさんについては、行政とは関係がないということで理解してよろしいですか。（「契約上はですね」と呼ぶ者あり）今、町長も答弁にはやっぱりきちっと文言は選んでくださいよ。僕は委託ちゅうたら、委託じゃないと、今、委託と言われたんですよ、起立工商協会には。そういうことが私も疑問を持ったからお尋ねをしているわけです。ああでもない、こうでもない、足を引っ張るようなことを考えているわけではございません。やはり大きな金が動くんで、これも公金ですからね、やっぱり議員のチェック機関から見ると、これは当然お尋ねするのが筋だというふうに考えております。

実際、私の知り合いも株式会社ジッパーにお勤めがなってます。だから、私も財団法人（191ページで訂正）の起立工商協会に、わざわざジッパーとの関係をお尋ねする必要もなからうと思います。ただただ28年度からそのまま事務所があつて出入りが多くありますので、

行政とは関係ないと言われれば、何も質問することはできないんですよね。できない。でもあります。関係なかとは、町長、言えないと思う。契約書がないということであろうと思いますが、じゃ、関係なかとするならば、あそこに事務所を置くことは不可能なんですね、ジッパーさんについては。ジッパーさんが数多いですよ。何人も知り合いおります。上峰の人もおられます。これは雇用体系から見るといいことなんですね。ただ、そこら辺の筋道は、やっぱりきちっとしていただく必要があろうと思います。ただ、私たちから見た目ではですね、新聞とかネット上でしかわかりません。だから、疑問に思うことは、この一般質問で聞くよりほかにはないわけですからお尋ねをしているところでございますので、町長、御理解も重ねてお願いをしたいというふうに思っております。なかなかわかりづらい。町民から聞かれるんですよ。でたらめなことを町民の皆さんに私たちから、やっぱりバッジをつけた人間として言うわけにはいかない。そうでしょう。いや、これね、疑問を持たないのがおかしいですよ。今、町長から内容等々を聞いてね、ある部分については理解をするんですよ。委託じゃないということは理解しました。しかしながら、もう一つ私が疑問に思うのは、これだけの大きな金を扱う中で、かなりの起立工商協会さんのですね、何ちゅうですか、資金、運用するたくさんの資金というのが必要であらうと思うんです。しかしながら、大会社の社長さんですから大丈夫だろうとは僕は思うんですが、そういったことまでしながら利益追求はしてないよということではないと僕は思ってます。やはりそういったことを契約するなら、やはり利益は当然していいと思いますよ。ただ、ジッパーとの関連は、6月も質問させていただきましたが、時間切れでなかなか先に進まなかったんで再度質問をしているところでございますが、何はともあれ公金ですからね、25億円で大きな金ですよ。だから、疑問を持たないのがおかしいと僕は思ってます。だから、お尋ねをしている。だから、株式会社ジッパーさんについては関係ないよということであれば、これまた問題ですね、になろうかと思います。はっきりこうこうしかじかですよという明快な回答があれば僕は納得しますよ。皆さん考えてみてくださいよ。28年度からそのまま残ってありますよ、事務所も。そのときは看板も何もなかった。ジッパーさんって本社は小城でしょう、小城市でしょう。そしたら、業として入るならば、やはりここの支店というですか、そういった看板も必要だったろうが、看板もなしに28年度終わっちゃいました。それがそのまま残って、看板はきちっとあります。納税業務、起立工商協会となってます。いや、それをですね、全然、契約上は関係ないと言われても、それは納得しがたいですね。納得しがたい。実際、ジッパーさんが仕事しよっとやないでしょうか。違うんですか。それならそれで、こうこうしかじかですよと説明したらどうですか。どがんですか、室長さん、あなたが担当課でしょう。

○町長（武廣勇平君）

いや、私ですね、数年前、二十四、五年ですかね、議員の皆様方が住民の皆様方の声を受けて、大きな補助金がフォアス事業に流れておったので、土地改良の補助金の先、それがど

ういう使われ方をしているかということをお尋ねになられたとき、公共的組合である土地改良区でさえもそのような一般質問の質疑はできないと、吉富議員がまさに言われてたことを思い出しておりました。まさに、このふるさと納税の業務委託につきましては、私もおかしいと思っています、ここでオープンにできないのは。ただ我々は、皆様方がつくられた議会のルールに沿って答弁を申し上げているだけでございまして、このふるさと納税業務2,038,000千円につきましては、起立工商協会に契約の内容と、そして、いつ契約をしたかについても申し述べました。議会のつくられたルールに従って考えれば、そこから先に、起立工商協会がどの商品についてですね、どの業者から調達しているということが、本当はオープンな行政という意味でいうとですね、そこまで団体の活動について介入してよいものかどうかというのは、当時はよいものだというふうに思っておりましたが、実際はちゃんと調べると、一般質問の答弁範囲を超えるものであったという皆様方のルールに沿って今お答えをしたところでございます。文字どおり、現状を引き継いでおられるふるさと納税業務を、恐らく継続性と、その、何て言いますか、ノウハウ等を高く評価されて何らかの契約をされているものと思いますが、そこについては我々書類も持ちませんし、それについては、先ほど来申し上げておりますように、吉富議員が監査請求であれ何であれ団体にはできますので、その手法でやっていただくのが吉富議員らがつくられたルールに沿った一番適切な対応ではないかというふうに思っております。

〇7番（吉富 隆君）

非常に町長さんの答弁はうまくされているようでございますが、非常に土地改良まで出されると、やっぱり憤慨ですね。私はそういう気持ちになりますね。本当に庁舎内に町長も役職の管理者の方もおられる中で、起立工商協会というのは事務所はございます、あります。それとジッパーさんもあります。それを行政が知らんということには、僕は納得できない。現実的にはあるんだから。そうすると、例えば仮に行政が知らんよと言われるならば、起立工商協会にお尋ねするよりほかないんですが、そこまで私は追及する気持ちはございません。なぜならばですね、そこまで権限ないんですよ。それは監査請求等々あればできるかもしれませんが。しかしながら、ふるさと納税というのは、うちの町の財源に物すごく礎になっているのは事実ですから、そこまでごちゃごちゃとする気は僕はございません。ただ、町民の声が、2つ事務所あるやんね、そのままじゃいという声もありますのでお尋ねをしているんですよ。もし、起立さんが2,530,000千円の契約をなされた。そこで、ジッパーさんと契約がされたということになるとですね、非常にこれ、問題が出てくるんですよ、これは。恐らく法的には禁じられていると僕は思っています。ただしというのもあります。そうすると、二重経費がかかるのではないかと。よく町民の方は調べちゃっですよ、聞かれます。そうでしょう、ならないんですか、ならない。いや、だって起立さんは利益追求はしないで町長答弁されてますよ。利益しないならば、この25億円の中からジッパーさんにも支払いせんばご

となるわけですね。ない、どこから来るんですか、ジッパーさんは、金は。いや、町が契約してないからですね。いや、町長そぎゃん逃げたらいかんて、知らんじゃでけんて。町長の（発言する者あり）管理のところに事務所があるんですよ。3階は議会の権限があるというふうに聞いてますが、1階、2階は町長の権限でどうにもなるところなんです。そこに事務所があるんですから。違うですか、あっでしょう。やっぱりそこら辺を明確にしていれば、いろいろと僕も追及する気はございませんよ。どんどんふるさと納税には力入れてほしいと申し上げているんで。

○町長（武廣勇平君）

私は基本的にオープンにしたいというふうに思っております。ですから、土地改良区もぜひ契約関係については全てオープンにしてください。議会から言われて、ちょっと出せなかった資料等がないように。以前、私が設計書についてもですね、オープンにしたかったものですが、回収を吉富議長から求められました。だから申し上げているんです。起立工商協会の存在は、別館の2階にあることは私も把握しています。それを知らないとは言っていない。中身について、契約内容であったりについては、私が答弁する立場にないということをお願いしているのみでございます。よって、起立工商協会が存在しないだとか、あるいはそこで契約について把握していないということは私がここで答弁すべきことだというふうに——存在するという事は承知しておりますが、契約内容についてはですね、私が答弁する立場にはございません。

○7番（吉富 隆君）

いや、何度も町長に申し上げたとおり、私が土地改良の理事長を仰せつかっておるというてフォアスのことまで引き出されて、書類は全部、工事担当から全部出してます。全部出してますよ、要求どおり。そして、全部コピーをされておりますよ。その返却もお願いしたけど出てきてません。そうですよ、これ、違反なんですよ。その後僕は何も言ってませんよ。全部ですよ。いろいろ問題等々ございました。しかしながら、町長の英断で、土地改良を工事したということは私もよそでも言うておりません。町長の英断によって農家のためにこういう事業ができましたよと、行政からも応分の負担いただきました。何ら問題ございませんよ。国の監査も3日来ました。書類的に何もございません。それは、行政の御指導、また、土改連の御指導を仰ぎながら、書類等々については明確にやっていたということでございました。しかし、一般質問の中でこの問題が出るのはやっぱり不愉快です、僕は。何か私がいかに何かしたようなことになりかねない。私は金についてはシビアです。現金については、親子他人というのが僕の考え方ですから。ぜひとも、町長、知らなかった、僕が答弁することじゃないとかですよ。じゃ、契約をする相手が起立工商協会、発注元は行政でしょうもん、これ、違うんですか。（「全然違う」と呼ぶ者あり）違う。

○町長（武廣勇平君）

先ほど2,538,000千円については委託ではございませんと申し上げました。106,502千円につきましては、委託料として計上をしてございます。要するに業務の委託でございます。だから、そこ混同しないでいただきたいのは、25億円についてはくれぐれも——町民だより等に、広報紙にも記載されるかなと思ってあえて申し上げますが、委託料ではございません。106,502千円につきましては、委託契約を、納税業務委託契約を起立工商協会とさせていただいております。

○7番（吉富 隆君）

大変ですね、委託じゃないというのは冒頭申し上げたとおり、理解をしたと申し上げております。ただ、要旨2の項についてはまだ質問を私にはしておりませんので、このことについては、予算書を見ればそのようになっております。25億円については報償費ということなんですよ。そのように予算書には位置づけがなされておりますので、それは理解をしております。このことについては、もう少し私も調べたところで、12月定例会でも、もう納得がいかなければ質問をさせていただくことになるかなと思っております。ただ、質問をすることによって、ふるさと納税に足かせになるようなことはしてはならないと僕は思ってます。ただ、疑問点がある分だけを僕はこうですね、質問してるんで、その辺については町長も理解をしていただきたいというふうに思います。

これについていつまでも時間をかけるわけいきませんので、1項目についてはこの程度で終わらせていただきたいと思います。

要旨2項のほうに移っていただきたい。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、ふるさと納税業務委託料について（委託料1億6百50万2千円について）委託業者及び委託内容について、それについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富隆議員のふるさと納税について、2、ふるさと納税業務委託料について（委託料1億6百50万2千円について）ということで、これは特にという意味でいいんでしょうか、委託業者及び委託内容についてについてのお尋ねでございます。

先ほどちょっと勇み足で私のほうが、この納税業務委託料についてもちょっと言及してしまったのは申しわけございませんが、まず、委託業者につきましては、一般社団法人起立工商協会でございます。次に、委託内容としましては、契約件名、ふるさと納税業務委託契約、契約種類が業務委託契約ということで、契約金額が105,364,476円、契約業務の中身につきましては、ちょっと先ほどですね、前段で申し上げてしまいましたが、寄附の受け付けに関すること、関係書類の発行に関すること、返礼品の調達に関すること（返礼品の企画・選定、返礼品業者確保等）、返礼品の発注・配送管理等に関すること、寄附者等からの問い合わせ

に關すること、ふるさと納税に關するイベント等のPR、本町との連絡調整・報告に關することということで、契約期間は、議員おっしゃいます平成29年4月1日から平成30年3月31日までということでございます。

○7番（吉富 隆君）

資料等々を表記して詳しく資料提供いただいておりますので、今、町長言われたようにですね、予算書では106,502千円、契約金額が、ここに差が出ております、15,364,476円と。この差額は何でしょう。入札方法をとられてやられたのかどうかですね、わかりません。それが1点と、2,530,000千円の件についても起立工商協会、105,000千円についても起立工商協会と、非常に大きい金が、起立工商協会がこの請負と契約という形になっているようでございますが、物すごく信頼度が高い財団法人（191ページで訂正）ではなかろうかと思っております。そこら辺についてもう少し詳しくですね、説明をお願いしたいと。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

お尋ねございました、まず、契約金額と予算額との差額でございますが、予算の要求時におきましては、前年度の受託企業、受託業者からの聞き取り等に基づいて町のほうで積算した金額を予算として要求をしております。

それから、その予算の範囲内におきまして、実際に今回は受託業者が起立工商協会でございますが、この起立工商協会から見積もりをいただきまして、この金額がその契約金額でございますが、この金額で契約をしたということでございます。

それから、2つの契約が大変大きな金額ということでございますが、まず、基本的に、まず、このふるさと納税業務をですね、この起立工商協会に委託をしたというふうにしております。それは、さきの議会でも少し御説明をしましたが、ふるさと納税業務は、本町の特産品や伝統文化、観光資源の魅力とともに、町の取り組みをうまくPRすることによって、観光や移住、定住の促進にもつながる、より高い効果が期待できること。したがって、委託先は、ふるさと納税業務の成功能力に加えて、町のさまざまな魅力や資源の活用、またそのPRについて、必要な知見や体制、ネットワークを備えた事業者や団体であることが望ましいこと。また、同業務は返礼品の企画、選定にもかかわることから、本町との連絡調整等を密に行えらるとともに、特定業者からの調達に頼らない立場の事業者や団体であることが望ましいこと。こういうふうな条件のもとにですね、町内で唯一それに該当する団体として、上峰町に主たる事務所を置き、観光や地域の活性化等を目的に設立をされた一般社団法人起立工商協会が唯一の団体であったと。こうしたことから、まず、この納税業務を委託をしたものでございます。

それから、返礼品の調達につきましては、ふるさと納税業務との関連が非常に密であると。こうしたことから、一体的に業務を遂行していただくほうがよろしいということから、このような理由からですね、同じように起立工商協会のほうに契約をしたと、こういった定義に

なっております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

この106,000千円については、全協の中でもかなりの時間をかけて議論をした経緯がございますよね。28年度につきましては、24,000千円で株式会社ジッパーさんに委託をされておりましたよね。突然、29年度の予算を見ると106,000千円に膨れ上がっておったんで、いろいろと全協を開いていただいて御説明をしていただきました。その中で、僕もよく覚えてるんですが、24,000千円はかかりませんよ。じゃ、82,000千円についてはどうなのと。今まで行政が仕事をしていたとが82,000千円ですよ、足し算すれば106,000千円になります。そうでしょう、そういう説明やったと僕は記憶していますよ。そうでしょう。（「違う」と呼ぶ者あり）何が違うですか。それは室長が説明したよ、黒板に書いて。どこが違うか、後で御答弁をお願いするんですが、その中で、この委託については丸投げはできんよと、僕はしきりに言ってきました。返礼品のチェック、誰がするのって、委託した事務は誰が管理するのということを議会でも、余り行政の方は好きじゃなかったんだと思いますが、追及をさせていただいた経緯がございます。この案件が106,000千円の予算なんですね。そうでしょう、間違っていないと思います。だから、そこら辺について、行政の方々の仕事量が物すごく大きくなった。だから、委託に回したという説明であつたかなと思っております。しかしながら、丸投げはできんよと。しかしながら、財団法人（191ページで訂正）起立工商協会に、これが見積もり入札とでも言うんでしょうか、安かったからここに契約されたものと思いますが、間違いございませんでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

ふるさと納税を扱う業者さんの中でですね、契約金額の、パーセントに置きかえると、最も安かったから契約をしたというふうに理解していただいてもよいと思います。じゃ、見積もり合わせをしたということではなく、現在のですね、契約金額の設計がもともと職員3人分の人件費から始まっていることがですね、そもそもがやはりおかしいということも6月の時点で先般申し上げましたけれども、やはりこの業務は、例えば機器を入れて、イニシャルでももちろんコストかかりますが、リースでほぼ全部契約してるんですかね、今現在は。ということを考えますと、1件当たりの契約が一番適当なんです。要するに、パーセント契約が一番合理的なんです。封筒についても、件数がふえれば、かかる人件費もふえますし、要するに、件数がふえることで総体的に業務量は大きくなるという単純なものでございましてですね。ですから、多くの自治体でパーセント契約が結ばれているというところでございます。その時点で把握したのが、近隣では10%、あるいは20%、あるいは5%という団体ございましたが、今現在は2.7%で現在回していただいているというような状況で、これは一刻も早く見直すべきだという視点はございましたが、財政の、この議員の皆様方ですね、厳

しい視点もございますので、できるだけ、今問題がないような形を解消するためのですね、予算を今後も計上していきながら、枠ベースじゃなく、一つ一つの業務について問題点だとか、いろいろ附帯業務がふえてきたときに、さらにお問い合わせするという形をとっていくべきだという方針を出してございます。

○7番（吉富 隆君）

契約内容については、るる説明をいただきましたので、ある程度理解はするものの、この丸投げということについては御答弁がなかった、それももう必要ないと僕は思ってます。ただ、今後、そのチェックを誰がするのと。やっぱり管理職の方がするべきだろうと。これは何十万件ですからね、件数が。すごいですもんね。だから、いろいろな事故等々がないようにきちっとした形でですよ、行政の方のチェックをですよ、事務のチェック、返礼品のチェックをしていただけるようにくれぐれもお願いをいたしまして、この項を終わりたいと思います。答弁は要りません。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、2時45分まで休憩いたします。休憩。

午後2時28分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開します。

質問事項3、町長の言動について、質問要旨、町長の考えはについて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員の、ちょっと内容がですね、定かにはわからない冒頭のお話でありましたが、私が記憶しておりますのは、警察沙汰になると、このままでは、そういう発言をされている方の言葉を引用した記憶がございます。そうしたら、先ほど言われたげびたですね、発言をした覚えはございません。一部を切り取って大げさにもって伝えて何やら言葉狩りをされるようでございますが、私がこのとき申し上げた経緯について、なぜ先ほどですね、フォアスの話をさせていただいたか、この間の経緯について申し述べさせていただきたいと思います。

私は、議会が23、4、5、6まで進んだ暗渠排水事業について調査をされた際に、設計金額が大きく動いているということについて、ちょっと疑問を持っておりました。それはちょっとの疑問でありました。調査を終えられて、私どももその調査をするためにコピーを

現在保有しておりますけれども、その保有しているコピーを執拗に、これは文書まで送られてきたと想定しておりますが、返すようにというふうに言われたことを記憶しております。その際に、町長、アジアではですね、100千円で人を殺すらしいよというふうに私は吉富議員から直接言われ、その足で議員の皆様方と食事会をさせていただいて、こうした発言が吉富さんからあったということを申し伝えました。即刻警察に行くべきだという話を受けまして、ある私の大変お世話になっている人とともに警察の方に来ていただいて、こういう発言を受けたが、土地改良の暗渠排水事業について問題ではないと今のところは把握しており、資料が十分にそろっていなかったもので、資料をしっかりと出す必要があるというふうにそのとき確認をしたところでございました。

土地改良の事業については、農地・水の事業についてもあわせて、同じくその不透明なところを私自身が感じておりましたので、現在、この補助金が適正に使われているかどうかをですね、予算化し、どういうところが問題点なのかをしっかりと精査していく準備を現在しております。

吉富議員はですね、日ごろからそうした発言を私にも繰り返されておりましたので、あなた自身がですね、どういう発言をされようが、そう別に私は重くをとっていたわけではありませんけれども、私の発言をですね、なるべく土地改良区がですね、そうした不透明な状況を変えてもらいたいがために強調して言った言葉をですね、暴言だと言って流布されるのであれば、私もこの件はしっかりと今後調査をしていながら、基本的にこの発言がですね、問題ということではなく、背景の中でですね、こういった議論があったということを町民にもぜひ伝えていきたいというふうに思っております。

○7番（吉富 隆君）

また土地改良のお話を持ち出されておりますが、自分のしたことは棚に上げて何てことやろうかと思うんですよ。私は、資料は全部、工事関係の資料は出してます。これ、コピーして持っておられます。これ、コピーすることさえ、これ違反なんですよ。言うまでもないことですよ。

ただ、私はこのフォアス事業については、町長と議論をした上、職員さんもお借りしますよ、どうぞ使ってくださいというようなことでやってきました。何らいつんのつもりもございません。警察署に訴えるなら訴えていただいてもいいですが、それは対応します。しかしながらですね、町長、勘違いされておるんですよ。職員の課長つかまえてですよ、よかですか、中学生の能力しかないと言われたらどうするの。本議会で私に予算書見ないとか、財政はわかってないとか、どう考えるんですか、町長言うべきじゃないよ、そういうことは。

それとですね、ある席で、あんちきしょう、吉富は警察にたたき込むという発言がなされております。これはですね、聞いた本人と3時間10分にわたってうちの会社の事務所の中で話して町長は納得されました。（発言する者あり）それね、ちゃんと録音してますから。

(発言する者あり)

ただ、私も、これもね、先ほど申し上げたように、非常に悩んで悩んでこの質問をしました。というのは、繰り返しになるようですが、6月の定例会の給食無料化のところで議案審議の中で質問中でした。刑務所に行けと。誰がどうということはですね、申し上げられませんが、そういう案件があったから、これについてはやっぱりきちっとしたけじめをつけなきゃならないと僕は思ってます。ただ、町長はいろいろと言われるかも知れませんが、これは事実でありまして、土地改良の問題とは切り離して考えていただきたい。ただ、調査をするということで、調査はどんどんやっていただいて結構です。それはそれとしてですね、もう議会に出すよりも告発をしたほうが一番早いんですから、町長の分野で詳しいんですから、それはそれとして受けとめてさせていただきます。

ただ、問題は、町長の言動として、これだけ町民に信頼性のある方がそういう言動を、それは慎むべきだと。私も踏みにじって踏みにじられておりますよ、心は。だから、これは町長として、これは申しわけなかったねということが出れば、私はそういうことを質問もしませんよという冒頭で申し上げてきました。これは大変問題ですもんね。町長さんは、これだけ頑張り屋の町長が、今私も近くから見てきた、ちょっと離れても町長の態度見てきました。今ですね、物すごく視野の広い若い町長だなと僕は評価してました。ところが、今視野が、町長、気づかんかもわからんけど、視野が狭くなってるって僕は判断します。

そういう問題等々いろいろあった上で、行く行くはこの問題解決しておく必要がある。行く行くは町長のためになるだろうと僕は判断したんで質問をしておりますが、いろいろ違った方向での答弁をなされるんで、いま一度ですね、町長のお考えをお尋ねします。

○町長（武廣勇平君）

政治をやっている身ですからね、いろんな罵詈雑言、流言流布されます。ところが、私は先ほど録音をされてるということで、皆さんぜひ理解していただきたいのは、そういう言葉をですね、もう記録しようと準備されているような状況であったというような雰囲気でした。私自身は、先ほど申しましたように、何か給食問題が前段にあってそういう発言を私がしたということですが、全然、文脈合いませんよね。フォアス事業の話をしたんですよ。私、名前言ってもいいです、私が申し上げた人は。やはり農地・水であったり、フォアス事業であったり、土地改良区の事業には不透明な点が多々あると。皆さんが、今このふるさと納税で見えない部分が多々あることを不透明って感じられているように、土地改良の事務執行についても違和感を持つところは多々あるというようなことから、いろんな方面でですね、資料を要求したりしましたけども、なかなか資料が届かない現状がありました。そこで申し上げられたのが、アジア人で人殺しをする人がいると、簡単ばいと、町長というふうに言われたことをですね、私は脅しだというふうに思いましたから、それなりの人に相談をした上で、議会についてはオープンにですね、思慮をしていただきたいということを申し上

げたつもりでございます。だから、一部を切り取ってそういう、何か資質を問うというか印象操作をされるというのは、私はこういう立場でございますので、甘んじて受け入れますけれども、あなたが申されていることはですね、文脈をちゃんと経緯についてもですね、あわせてしゃべるべきだというふうに思います。

以上です。

〇7番（吉富 隆君）

ぜひとも町長、調べていただいて、刑務所にぶち込んでいただければなと思っております。それにはそれなりの対応もさせていただきたいと思います。私はそう思ってます。アジアのなんて僕は言った覚えございません。（発言する者あり）はい。

だからですね、土地改良の話もさまざまされます。議会でも論戦がありました。30,000千円、使途不明金ということも出てまいりました。これは同僚議員の発言であつたんですよ。土地改良というのはですね、上峰町だけの組織じゃございません、みやき町が一部入っています。20町ほどありますね。30,000千円というのは、1反150千円ですとそういうことが出てきます。それは勉強せんで本議会で言われたこともございました。ただ、補助金をきちっと使われているかということについてはお調べをしていただきたい。国の監査も3日かかって、きちとした形で了解をいただいております。それはそれとして、町長の配慮の中でやっていただければいいと思います。ただ、侮辱を私はされたと思っています。本議会でも、予算書も見らじと、何年議員しとっですか、予算書見らじ、議案審議なんか発言できませんよ。どれだけ侮辱ですか。職員さんにたった一言言うただけで3カ月休んだ、そうでしょう。財政問題については町長が詳しいでしょう。しかしながら、民間企業の財政については私が詳しいと思ってます。私も2つ会社つくりましたから。それは大変ですよ、民間は。そういったこともですね、これは経験から来るものだと思います。町長も素直に申しわけなかったよと早目に言うてあれば、こういう問題は起きてません。意地を張るからこういう問題が起きるんですよ。もう本当に残念に思ってます、これだけ人気を持つ町長が。信頼度も高いですよ、町民から。100%の支持というのはあり得ないからですね、町長、そうでしょう。しっかりと町を背負っていただきたいと、僕は何回も本議会でも言ってきた。それにもかかわらずですね、あんちきしょう吉富、刑務所に突っ込む、たたき込むということであればぜひやっていただきたいと思ってます。もういろいろなことを申し上げることもございません。ただただ町長が言ったことに対しては申しわけなかったねということがあつておれば、これ出してませんよ、僕は。

深く掘り下げるとですね、町長選の前にうちにお見えになりました。これ、選挙活動でありました。しかし、僕は武廣勇平って書けないよと。何でと。私を刑務所にたたき込むというような人に、それは支持はできませんよとはっきりお断りをしました。言うた言うたらんの話になって、第三者を入れて話をして認めてあります。町長に脅してんなんてん僕はかけ

るつもりもございません、毛頭ない。こういうことも申し上げてきましたよね。町長、今から5期やっても60には到達しないよ。だから、一段一段階段を上るべきじゃないですかということもアドバイスもさせていただきました。

まだまだ町長が僕に言ったことはあります。僕はそこまで言うつもりもございません。それは、警察が動いて私んとところに逮捕に来れば、そういったお話もさせていただきますし、それは、ぜひ納得いくまでに調べていただいて結構だと思います。それは僕は言い切ります。土地改良について不正は一切ございませんから。3日間も監査を受けましたよ、国の。厳しいですよ、一言も発言はできませんよ。もうそういったことを踏まえて、僕は悩みに悩んだ、2月の定例会で触れたんで、私のうちに足運んでいただいて、こういうことをやった、申しわけないということが一言あれば、僕は言ってます。そんな腹の小さい人間じゃございませんよ。町長はそうしてすりかえた御答弁をされますんで、土地改良とは関係ないですもんね。そういう不正があったとするなら、やればいい。全然問題じゃない、やっていただいて結構です。もうそこら辺の司局の問題については町長詳しいからやっていただいて結構だと断言をしておきます、俺は。

だからですね、町長の言動というのは、お互いに政治家であって、言動によっては、やっぱり両足をすくわれることだって、町長あるんだから。それはやっぱり慎んでいただかないと。まだ37歳の町長ですよ、今からですよ。本当の政治家ちゃ、50過ぎてからですよ。やはり経験も必要になるでしょう。冒頭に申したとおり、私も今さら刑務所に行くわけにはいきません。支持者がいる、家族がいる、友達がいっぱいいる。その人たちに顔向けできませんもんね。そういうことは一切僕は自信を持ってますんで、やっていただければと思っております。

ただただもう少し町長さんね、すりかえんで冷静に考えてさい、頭下げみちを知るべきだと思います、町長は。そうすることによって、うまくいくんじゃないですか。僕も町長に協力した経緯はございますよ、いろいろとね。僕は議会ではチェック機関の立場でありますので、やっぱり是々非々という言葉は使わせていただきます、今後も。あと5回ほど議会ございますんで、それはそれとしてけじめはつけていくというふうに考えております。それが議会の仕事だと、議員としてのということで私は思っております。

ぜひともこの問題についてはですね、もう時間がそろそろもう来るんですが、このことについてはですね、もう個人的に協議をさせていただければなと思っております、町長と。それをできないということであれば、ぜひ刑務所にぶち込んでいただきたい。それが一番早道ですからね。何も本議会でいろいろ言う必要もない、司局の手に委ねればいいんじゃないですか。それは受けて立つことを断言し、この項を終わらせていただきます。

先に移ってください。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項４、道の駅設置について、質問要旨、進捗状況について答弁を求めます。

〇まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、質問事項の４、道の駅設置について、要旨、進捗状況について答弁をいたしたいと思います。

進捗状況については、昨日の碇議員の御質疑の中に対する答弁の中でも触れましたが、今年度に入りまして、上峰町を中心とした商圈調査を実施するとともに、競合する店舗等の状況や町内の交通量などについてデータを収集しながら、住民会議を開催することで住民の方々の意見を聞き取りながら、基本構想の策定を進めてまいりました。今般、この基本構想がまとまりましたので、近く公表をすることとしております。

このことに関しまして、議員のほうから御質疑の中で、町で実施するのかという御質疑があったと思います。これは整備を町で実施するのかという御質疑……（「運営」と呼ぶ者あり）整備と、それから運営ですね、運営のほうを町でするのかという御質疑であったかと思いますが、今回策定をした基本構想の中で、整備のですね、手法について幾つかの類型を整理しております。一般的に３つほどの手法ございまして、１つは、公設公営ですね、文字どおり、公、本町でいうところの町が設置をして町が運営をすると、これが公設公営でございます。それから、２番目が公設民営ですね。町が設置をして民間で運営をしていくと。もう一つが、設置から運営まで、これをですね、民間のノウハウや資金を活用してやると、P F I と呼ばれる手法でございます。この３つが一般的にはですね、類型、３類型と呼ばれておりまして、現段階ではその３つの手法があって、それぞれどういうふうな特徴があるかというところをですね、整備をしておりますので、具体的には本年度の下半期、基本計画の策定の中で絞り込んでいきたいと、このように考えております。

以上でございます。

〇７番（吉富 隆君）

この道の駅の建設においてはですね、町長も初めから力を入れておられたことだと思います。非常に今この道の駅が、赤字を、されている道の駅が全国ではそれ相当の数があるようでございます。だから、そういった普通の道の駅じゃないよと、よそにない道の駅をつくるというのが町長の考えだったと記憶しております。

もうそういう中で、今、公営とか公設とか、いろいろP F I のほうでという考えもあるようでございますが、まだそれは３つの段階で選択肢のどれにするかというのは決まってないということなんですよ。それはぜひともよくよく慎重にお考えをしていただきたいし、それ相当のお金が必要になってくると思います。だから、やっぱりそこら辺についてはよくよく御慎重審議をしていただくということが最優先ではなかろうかなというふうに思っております。もう道の駅は、私はぜひつくっていただきたいと町長には明言をしております。なぜ

ならば、第1次産業というのは、上峰は農業であって、農業の活性化になるような道の駅をつくらせていただきたいというふうにお願いをしておりますので、もうぜひともですね、上半期で選定がされるものと思います。地域もどこということも出てくるであろうというふうに思います。もうぜひともこの問題についてはですよ、慎重審議にしていきたいということをお願いして、町長がどのような考えをお持ちか、今後ですね、お尋ねをして質問を終わりたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

吉富議員から大変いい御質問をいただきましたので、ちょっと答弁させていただきますが、この道の駅の構想がですね、議員の方々からの質疑の中でも出てまいりまして、近く、もしお許しいただければ、この議会閉会後でもすぐちょっと場をつくらせていただいて、ここのもやもやとした状況を、ちょっと構想ができ上がっているのです、御説明の機会をいただければと考えてございます。それをもちまして議員の方々と理解を深めながら、今後について、道の駅についてもですね、進めていきたいと思ってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。（「議長、済みません、時間があるので、もう一回」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

はい。

○7番（吉富 隆君）

大変貴重な御意見を町長からいただきましたので、ぜひとも議長にお願いしてそういう場を設定をされればなど、議会中にですね。もう何ら、道の駅、道の駅と言いながらも、ぼやっとしか議会わからないんで、ぜひともお願いをしたいというふうに思いますし、なるべく資料等々もですね、できれば議員の皆さんの分までつくりいただいて、御説明方を強くお願いをし、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

これで7番吉富隆議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま吉田事務局長から、本日の大川議員からの一般質問の答弁の一部を訂正したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変許可をいただき、ありがとうございました。大切な時間をおかりしますこととお礼申し上げます。

大川議員の質問事項3、教師、講師が足りない件についての質問要旨2、町費により教師

の増員はどうかという御質問の更問の中で、町費では非常勤講師を雇用している旨の答弁をいたしました。この答弁が、非常勤の講師のみ町費で雇用できるようなニュアンスでございました。ここにおわび申し上げ、訂正させていただきます。

市町村負担教職員制度と申しますところを御案内し、訂正とさせていただきますたく思います。町費で正規の教職員、非正規の講師や非常勤講師を市町村が任用できるよう法改正がなされております。地域における特色ある教育を推進するため、平成15年度に構造改革特区において市町村で教職員を任用できるようになりました。その後、平成18年度には特区措置を全国展開できるよう法改正がなされ、正規の教職員、非正規の講師や非常勤講師を市町村が任用できるようになっております。御案内し、訂正とさせていただきますようお願い申し上げます。よろしくお取り計らいくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（寺崎太彦君）

吉田事務局長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。（「議長、ちょっと待ってください。発言をさせていただきますと思います」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

もう本当に間違いは誰でもあることだと思いますが、なるべくないほうがいいなと思います。ただ、本議会中であるゆえに、議事録の訂正、それから動画の訂正をどうするのかという問題が発生するのではないかと。修正というのは問題ないと思うんで、ただ、今、議事録をどうするのか、動画がありますんで、動画の調整をどうするのかという問題が、そこだけをですね、削除もできるでしょうけれども、技術的には僕はわかりませんので、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（寺崎太彦君）

済みません、議事録は、吉田事務局長の発言は訂正することで、動画については、そこは訂正の表示をいたしたいと思います。（「議長、よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○7番（吉富 隆君）

あのですね、今、吉田課長さんの説明がふぐあいであったということであれば、そこを議事録をですね、削除していただいて、今、説明をされたことをそこに入れ込むという形をとっていただきたいと。動画についてはよくわかりませんが、そこに表示をしたいということで、僕はいいと思いますので、もうそのような議事録の訂正をお願いしたい。

○議長（寺崎太彦君）

7番吉富隆議員のおっしゃったとおり、議事録は、そこは削除して、さっき言われたとおりになると思います。（「はい、お願いします」と呼ぶ者あり）

済みません、吉田事務局長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。吉田事務局長からの発言の訂正は許可することに決定いたしました。次に進みます。

引き続きまして、一般質問を行います。5番漆原悦子議員お願いします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。5番漆原悦子です。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問させていただきます。長時間になり、お疲れとは思いますが、最後となりましたので、いましばらくおつき合いいただければと思っております。

では、1件目は健康対策についてです。

要旨1、妊娠安心風疹予防接種事業は平成29年3月末で終了となっておりますが、平成25年7月からの現状と町として継続して助成していく考えはなかったのか、お尋ねします。

要旨2、基本的な正しい生活習慣を身につけさせるために小児生活習慣病予防の特定健診はできないか。

2件目は、子育て支援についてです。

要旨1、町内保育園の認定こども園への移行はないのか。

要旨2、放課後児童健全育成事業の上峰児童クラブの現状は。

昨日同僚議員が質問されていますので、重なるところがあるかと思いますが、よろしくお願いします。

3件目は、ふるさと納税についてです。

4月1日付で返礼品3割以下の総務省通知を受け、6月議会では速やかに対応したいと答弁をされていましたが、6月議会以後の取り組み及び現状はどうなっていますか。

4件目は、教育長の病状についてです。

平成29年2月から7カ月と教育長の不在期間が長期になっております。診断書が出されていると思っておりますので、教育長の病状、いつまでなのか、開示できる範囲でお答えいただければと思っております。

また、職務については代理者の方が遂行してくださっていますが、長期間になっているため、職務代理者の給料はどうなっているかと町民の方々も心配されておりますので、これもお尋ねしたいと思っておりますので、お答えください。

以上、答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、質問事項1、健康対策について、質問要旨1、風しん予防接種（H29年3月終了）の現状と助成への考えはについて答弁を求めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

漆原議員の質問事項1、健康対策について、要旨1、風しん予防接種（H29年3月終了）

の現状と助成への考えはに関して答弁をいたします。

御質疑の案件は、妊娠安心風疹予防接種事業に関してのものかと御推察いたします。

この事業は、全国的に風疹が流行いたしました平成25年7月に佐賀県が基金を活用して実施した事業となっております。平成29年3月をもって佐賀県の助成事業が廃止になったものです。

廃止の理由としてなんですが、厚生労働省の麻しん・風しん対策推進会議などにおきましても、国内の土着株により感染は減少しており、海外由来の感染が生じているが、全体的にも減少しているとされていること、平成24年から平成25年の風疹の流行は定期予防接種の機会がなかった成人男性または定期の予防接種の接種率が低かった成人男女であり、一定層の免疫を持たない患者であった旨、報告がなされていること、及び佐賀県の助成の原資となっておりました基金が4年間の限定としていたことにより基金自体が終了したことなどによるものかと思われます。

佐賀県の助成終了後に、県内市町で単独で実施しているのは1町ございます。これまで佐賀県が佐賀県医師会と契約により実施していたこともあり、町単独で実施をするにしても、単価の設定、あるいは契約、請求、支払いまでの事務フローを確立する必要があること、法定接種ではなく任意接種ということでもありますので、事故発生時の対応についても準備が必要ということなど見きわめる点多々ございますので、現段階におきましては、保留、精査しているという状況でございます。

以上、漆原議員の質問の答弁を終わります。

○5番（漆原悦子君）

今、課長のほうから答弁をいただきましたが、まさにそのとおりで、県の基金がなくなって助成事業が終わったということでしょうけれども、ちょうど今現在、子供たちが少し晩婚化になっていますよね。そういう意味合いも兼ねて、ちょうど接種を受けていない子供たちが昭和54年4月2日から昭和62年10月2日ぐらいの生まれの子供たちがほとんど受けていないと。男性は全く受けていないというような状態なんですよ。

そうすると、やっぱり妊娠されると、同居している家族の方がかかっても奥様にうつたら、先天性の風疹症候群というのがあって、生まれてくる子供に影響があると。そういうことで、実は終わっていたんですけど、どうなのかなと。

実は、私たち女性議員の会をつくってまして、そういう場でも、いや、これはちょっと大変よねというふうな感じで、ただ、皆さんやっぱり予防接種と言われると町から言われたり、赤ちゃんのときにいつ接種しなくちゃいけないよとか、今だったら保育園とか、こども園でもいいですけど行くと、必ず最初にこの予防注射をされましたか、定期的にこれは受けていらっしゃるかとということですからずっとチェックがあるので、今の子供たちは大丈夫だろうと思うんです。

ところが、その間の子供たち、ちょうど抜けていた間の子供たちは、あくまで個別接種になっていたがために、お母さんが忙しかったりすると連れていっていないという子供たちが多かろうと思います。そういう意味で、市町村によって、その後、県費の補助があった分はまあ基金がなくなったら仕方ないとしてでも、町だけでも補助していた分を補助していただけないだろうか。

今言われましたように、事故対応とか任意接種になるからと言われますけれども、その区間で子供を持っていच्छる親御さんたちにとってはとても大事なことはないのかなと思います。

それと同時に、我が町でも接種人数というのはずっと報告をしてあるんですけども、そんなに多くないですね。その辺を、いま一度、先ほどと同じ状態でやられるのか、再度検討していただけるのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほどワクチンの件で接種の関係がございましたが、まず、風疹ワクチンの変遷というもので、時系列でちょっとまず追っていく必要があるかと思います。

まず、昭和37年4月1日以前生まれの方、今でいう55歳ぐらいですかね——の方につきましては、男性、女性とも風疹ワクチン制度というのはそもそもない世代だったというふうに思います。

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方、今の55歳から38歳ぐらいまでの方になりますけど、この方々のうち女性の方につきましては、中学生時に集団接種が1回という状況かと思います。男性は制度がないという状況です。

昭和54年の4月2日から平成2年の4月1日までに生まれた方、38歳ぐらいから27歳ぐらいまでの方になるかと思いますが、この方々については、男性、女性とも個人接種1回の制度ということでございます。

平成2年4月2日以降生まれ、今でいう27歳以下ぐらいの方につきましては、男性、女性とも個人接種2回と、年月を経るごとに風疹ワクチンが拡充されていったことは確認されております。

そういった変遷を経ておるために、平成2年4月2日以降生まれの方については、接種期間も十分設けられておりますけれども、それ以前の方、特に男性のほうは接種率が低く、特に注意が必要というふうにされておりました。

国内流行の後の平成28年の抗体保有率では、30代後半から50代男性の感受性者ですね、これにつきましては、風疹制度ワクチンがなかった方が対象になっているんですけど——にも、ある程度の抗体の蓄積が認められたというデータも片やあります。

平成24年から平成25年に国内流行がございましたが、終息後の報告数につきましては、少数例で推移しているというようなデータも片やございます。

国の考え方といたしましては、平成26年に風しんに関する特定感染症予防指針というものが示されておりまして、目標といたしまして、平成32年度までに風疹の排除を目的としております。

風疹の定期接種、1歳児と小学校入学の1年前の2回ですね、この接種率をそれぞれ95%という形で国のほうでは掲げられておりまして、当町におきまして、2カ月児相談とか、10カ月の健診に勧奨をしまして、1歳6カ月健診にて接種確認というような手順に勧奨することに加えております。

年度初めには、個人通知並びに接種漏れ者には7月及び1月から2月に個人通知を発送して、接種率の向上を図る取り組みという形で、国が掲げる95%にしていくというような形で考えているところでございます。

それで、御質疑にありましたこの事業、そうはいつでも、精査している中ではさまの人は出てくるであろうというお話かと思えますけれども、事業の経過を踏まえると御説明したとおりにはなるんですけれども、経年的にこの事業に該当する対象者、減少はしていくと思います、現在の状況からすればですね。ただ、完全になくしてしまっているのかという視点からも現在精査を行っているところでございます。

重ねての話にはなるかと思いますが、町単独で行うに当たっては、これまでのやり方も若干見直す必要も生じますし、費用対効果の面、それと疫学的なエビデンス、そして、事業実施継続の場合における事務的なフローなど詰めるべき点や見きわめるべき点というのが相当数ございます。

特に、このワクチンは法定接種ではなく任意接種という形になりますので、事故発生時の対応策というのは特に慎重に精査をする必要がございます。総合的に評価するには、もう少し精査のお時間を頂戴したいというのが本音でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〇5番（漆原悦子君）

今、もう少し考えなくてはというふうな、検討をしなくてはというふうな言い方をされましたけれども、実はこの案件については、県のほうにも女性のほうから要望書を今回出しております。何とか人数は少ないとしても検討していただきたいということで。近隣で言えば、基山町さんは3月に町単独で継続していくという回答を出してありますので、うちとしても前向きにできる限り検討していただきたいと思っておりますので、多分県内市町であちこちでこの話、今回出てくると思います。やはり私たち女性、子供を産む立場としては、本当に自分たちの子供がそういう立場になったら、正直言って先天性風疹症候群というのは、ウイルスに感染すると難聴とか心疾患とか白内障、精神や身体の発達のおくれを持った赤ちゃんが生まれてくる可能性がありますよということです。やはりとても大事な予防注射かなと思っておりますので、ぜひ検討をしていただければと思っておりますので、よろしくお願い

いしたいと思います。

これを踏まえて、再度いいですか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

ぜひ実施をとということで議員のほうから御意見がございました。

私どものほうとしても、決してしないとか、そういうふうに言っているわけではございません。あくまでも事務フローの確立と、万が一に備えての対策に関しては慎重に行うべきだというふうに思っておりまして、後ろ向きに考えているわけではございません。実質やっているとところが1町ございますので、そういったところのやり方も研究しながら、いろいろな意味で研究させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

ぜひ前向きに検討してくださることをお願いして、この項は終わりたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、小児生活習慣病予防の特定健診はできないかについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

5番漆原議員の質問事項1、健康対策についての要旨2、小児生活習慣病予防の特定健診はできないかという御質問についてお答えをいたします。

私からは、生活習慣病に係る学校での健診についてお答えをいたします。

学校保健安全法第13条により、小、中学校において、毎年全児童・生徒を対象に健康診断を行います。内科健診を初め、眼科、耳鼻科、心臓検査、腎臓検査、脊柱検査、結核検査を行います。

その中で、栄養状況の項目として皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無などについて検査し、栄養不良または肥満傾向で特に注意を要する者の発見に努めています。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

今、課長から健康診断の内容をお話してくださいましたが、小児生活習慣病予防の特定健診ですね、これは大人の特定健診と変わらないんです。

実は身体計測と検尿、血圧測定、採血、これをしていただいて、そこでちょっと数値が上がった人とか、そういう方に早目に指導することによって医療費を抑えたり、子供たちがそれにちゃんと意識を持った行動をするようになりますので、その部分をしていただきたいかなど思っております。

偶然に私の里のほうで取り組みをしてあって、ことしの夏、偶然に知り合いの人がえらく太っていったんですよ、子供が。そんなに太ってどうするのというぐらい太っていたんです

けれども、その子がおなかがぺったんこになっているんですよ。どうしたのという話から、実はうちの辺はこれをやっているのよと言われて、ええ、そうなのということから、どういふことをしているのということで市のほうにお尋ねに行きました。

難しいことではなくて、簡単なことだったんですね。何のことはないんですよ。毎日の食生活をちょっと変える。食事は1回180グラムとるとか、簡単なことと、あとお野菜を先に食べなさいとか、そういう簡単なことを子供のときに指導していって、それを守ることによってよくなっていく。

ところが、実施するに当たっては、やはり親御さんと一緒に健診に来ていただく、意識を両方ともにちゃんとわかってもらうために、よさとか悪さをですね。多久っ子健診ということで案内をしてあるんですけど、得がいっぱいありますよというようなことで呼びかけをして、年間3回、それも保護者がお休み——お母さんがお休みと言ったほうがいいですかね、お休みであるだろう日曜日を全部設定してあるんですね。

6月、8月、12月ということで、年の最初にこういうふうにして全生徒に御案内をかけて、なおかつ、子供編の案内チラシにもきちんと赤字で書いてあるんです。そういうふうにして、しっかりと予防への取り組みを実施されておりました。

こんなに簡単にできるのであればねと思ったんですが、この分に関しては、じゃ、何が目的ですかと。痩せるのはいいですよ、子供たちがね。親もうれしいですから。最終的な目標がですね、食のことをきちんと意識して、食品の選択が選べる、選択のできる力をつけるよう支援していきたいと。そのことによって医療費も下がってくると。ああ、そうなんだということで、最近は共稼ぎも多いですよ。ついついコンビニに行ったり、ファミレスでの食事が多かったり、そういうところも多かろうと思いますので、それをついつい油ものをとったりとか、そういう子供さんたちも多かろうと思います。

で、ここの市だけではなかったんです、調べたら。武雄市もやってありました。川副町もやってありました。2市1町、まだ私、全部調べていませんので、ちょっとそのくらいしかわかりませんが、武雄市は集団健診で中学1年生だったですかね、全員にしてあります。ただ、多久市は保護者と一緒じゃなくてはだめですよとしてあるので、小学校5年生と、小中一貫になっていますので、7年生——中学1年生という指定をしてありまして、中学生になると部活をしているので、試合に行ったりというのが多いので少なくなったりするんですけれども、うまく継続してやっていきますということでした。

これをやり始めて5年、今、多久市はなっているんですけど、平均して5年生で30.4%が高血糖だそうです。7年生——中学1年生ですね、25.7%の方が高血糖。脂質異常が5年生で23.9%、7年生で20%。そのほかにも高血圧、高尿酸、肝機能、メタボ腹囲基準以上というのがずっとデータ等出しておりまして、それを皆さんにずっとお知らせをしながら、この特定健診をされているということでした。

ぜひ、特定健診は今、成人に関しては無料になりましたので、今後、子供たちのほうにもいいことは広げていって、もちろん栄養指導等もあるかもしれませんが、小さいときにきちんとした正しい食生活習慣を身につけるといことがとても大事だろうと思うんです。

現在、周りを見回しても、朝食をとらないとか、夜更かしをするとか、そのために朝寝坊をしたり、夕食をとる時間が遅かったりとか、とにかく親も子も忙しい、塾に行ったりとかですね、そういう誰もが忙しい生活を送っているのも、もしそういうことができるのであれば、子供たちにとってもとてもいいのではないのかなと思っております。

子供から成人、高齢者まで生涯にわたって一人一人が健康を意識した食生活を実践することが私は必要かなと思っておりますので、先ほど健康診断していますよと言われましたが、そういう取り組みをしている市町もありますので、ぜひ検討していただければと思っておりますので、いま一度、答弁をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

先ほどのおさらいも含めたところなんですけれども、私どものほうで知り得ているところでございますと、多久市のほうでは小学校5年生及び中学校1年生の希望者について実施をしております、希望者は大体3割程度と、3割弱ぐらいというふうに聞き及んでおります。食事の内容や生活習慣の実態把握、そして、生活習慣病予防の観点から、市の単独事業として5年ほど前から実施しているというふうに伺っております。

実施の方法としてなんですけれども、学校で案内を配付いたしまして、保健センターにて申し込みの受け付けを行っておると。そして、保健センターへ保護者同伴で来所していただき、実施をするというふうに聞いております。

問診票自体も別途作成をしているということでございました。そこで食習慣や生活リズム等の項目を独自で盛り込んでいるというふうに聞いております。

あと日程の設定なんですけど、先ほど現況のほうがございましたが、部活とか課外活動がありますので、時間外とか休日の設定というのはなかなか難しいと。実施の日程につきましては、学校行事の予定の中で取り組んでもらっているというふうに聞いております。

また、健康診断の結果につきましては、個別に渡しておりますが、親子一緒に行っていますと、郵送はしませんということでした。訪問するか来所をしていただいて、市の保健師のほうで保健指導を実施しているということでございます。

また、統計的な結果とか児童・生徒の傾向につきましては、学校保健委員会のほうに保健師のほうから報告を行うと、おおむねこういうような事業かというふうに聞いております。

取り組みの着手に関してなんですけれども、非常におもしろい取り組みだなというふうには思っております。

先日の吉田議員からの一般質問の中でも運動習慣についての御意見を頂戴したところでございますけれども、これに非常に近い考え方ができるのではないのかなと私自身も思って

おります。

また、議員のほうも言及されておりましたが、小学生、中学生のころから健康意識を醸成していくということは非常に大切なことでございまして、大人になったとき、医療や介護給付費を将来的に抑制できる一策としての有用性というのは十分感じられると思います。

また、児童・生徒のお父さん、お母さん世代、ここにも子供と同伴して健診結果の説明を受けることで、御自宅での子供に対しての生活習慣の改善の動機づけ、もしくは御自身のですね、お父さん、お母さん世代の生活改善の動機づけとしての機能もあわせ持つ、また、現役世代の生活習慣にも一役買うということになるというふうに可能性があるように見受けているところでございます。

ただ、保健担当部署といたしましては、実施するにおきましては、教育委員会や小学校、中学校、全面的な協力体制がないとまず実施が難しいというふうに思っております。そういう側面も感じております。

また、実施日時、場所、健診を行う体制、指導方法、それとあと情報共有のあり方、あとは実際にやる業者さんですね、ちょっと私どもでは実施できませんので、業者さんなどの実施方法、あるいは多久市で行われている状況とか、あと効果ですね、これは費用対効果になると思います。こういったものの検証も必要と考えられますし、実際のやり方につきましては、今後、研究課題とさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

今、詳しくお話をしていただいたので、よくおわかりになられたのかなと思っておりますが、先々までを考えると、ある意味、医療費抑制にもなってくるのかなと思っておりますので、ぜひ検討していただきますようお願いして、この項は終わりたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問事項2、子育て支援について、質問要旨1、町内保育園の認定こども園への移行はないのかについて答弁を求めます。

○住民課長（福島敬彦君）

それでは、私のほうから漆原議員の御質疑でございます。

質問事項2、子育て支援について、要旨の1でございます町内保育園の認定こども園への移行はないのかという御質問でございます。お答えいたします。

議員も御存じのとおりでございますが、現在、町内には私立で運営をされております1つの保育園、それに2つの認定こども園がございます。

幼保連携型認定こども園につきましては、平成29年3月29日に、佐賀県におきまして認定審査会の協議を経まして、認可がおりたところでございます。4月1日より認定こども園と

して運営をされているところでございます。

そのうち、かみみね幼稚園につきましては、私学助成の幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行となっており、同時に施設整備をお願いしたところでございます。

また、ひかりこども園につきましては、こちらのほうは2、3号の保育所から幼保連携型認定こども園へ移行をされまして、現在は既存の施設の利用によって運営を行われているところでございます。

町といたしましては、2園が認定こども園の認可を受けまして、ひよこ保育園かみみね、こちらは保育所でございますけど——につきましては、園舎については、現在、上峰町からの貸借の園舎であり、防衛省等の補助金の施設でもあるため、大規模な改修等が困難な状況でございます。そういうこともございまして、私どももいろいろ、保育所には今後の保育の指針としていろいろお伺いをするところではございますが、保育所として今後も運営をしていくという予定であるというふうに伺っております。

つきましては、当面の間は2園によります幼保連携型の認定こども園での運営形態となって、新たな認定こども園への移行というのは、しばらくの間はないというふうに考えております。

私からは以上でございます。

〇5番（漆原悦子君）

ありがとうございました。私がこの質問をしたのは、町内の人もあれば、他町の人もあったんですけれども、上峰さんは全部こども園になってよかったですねと言う方が何人もいらっしゃったんですね。いや、ないよという話をしたんですけれども、やはり幾らPRをしていても誤解をして、そう思っていらっしゃる方もいらっしゃるということで再度確認ということと、やはり皆様にはきちんとお話をしなくてははいけませんのでということで質問をさせていただきました。

かみみね幼稚園さんがこども園になったのは、新築後、施設整備をされたので、すごく、ああ、こども園になったのねというイメージが強いわけですね。ところが、ひかりさんは現状のままでこども園に移行されていますので、ちゃんと見ている人はひかり保育園からひかりこども園に名前が変わっているのだからわかるかなと思うんですけど、意外とそこがわからないのかなというのもあって、ちょっと質問をさせていただきました。

今、ひかりこども園さんについては、保育園と幼保一緒になったようにされていますけれども、幼稚園部分というのは、従来の園舎を使ってあると思うんですね。それで、どこを別に、どこかを改装されたんじゃないかと、部屋のどこかをを使ってあると思うんですね。どこを利用されているのかもしわかれればですね。

それと、ひかりこども園さん、昔のひかり保育園さんは、たしか昭和40年の後半、48年ぐらいに建てられたと聞いたような記憶がするので、相当もうたっているんですね、年数

が。それで、新築とか、新しく計画があるのかどうか。もしあるとするなら、いつぐらいからというのがもし住民課のほうで情報がとってあるとすれば、わかる範囲で結構ですので教えていただけませんか。

○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質疑でございます。

現在、ひかりこども園さんにつきましては、実際、認定こども園にかみみね幼稚園さんと同時になりました。1号認定者が15名、定数としております。その子たちが園舎のどこに所在をしているかということに当然なります。

当然、認定こども園になるためには、認定こども園審査会を通さなくてはできません。その認定審査会において、1号の場所ですね、1号の保育の場所が、もともと既存施設の中に多目的施設というのがありました。一番園の南側でございます。そちらのほうを改築されまして、これは自己資金での改築でございます。改築されまして、そちらのほうを教室として使われております。当然15名以上入るような施設でございますので、キャパシティの問題もございませんでしたし、認定審査会にも問題なく通ったということでございます。

2番目の御質疑でございます。

今後、新しい園舎等の計画等がないかどうかという御質疑でございますが、ひかりこども園さんにおきましては、議員おっしゃいますとおり、相当の実は年数がたっておりまして、経年劣化が見えておるところも多数ございます。

それで、随分改築とか改修とか、また、耐震の件におきまして、個別に対応された経緯とか、そういった経緯がありまして、このままずっとあの園舎では子供たちを守っていけないということを言われております。

そこで、実際、今後また議員様方にもお知らせをしていかななくてはいけないことではございますが、今年度、実際ひかりこども園さんから新築の園の建て直しの要望が上がっております。園の建て直しの要望が上がっておりまして、一応県のほうへの打診も行っております。当然、補助事業を使わせていただくことにまたなりますので、認定こども園でございますので、かみみね幼稚園と同様、文部科学省の補助または厚生労働省の補助という形で、当然にして町の一般財源の補助という形も出てまいりますので、そういったところを今、事前審査を今後出していく段階でございますので、まだ事前審査が通らないと決定事項にはなりませんので、そのところは事前審査後にまた御報告をさせていただいて、そして、一応財政計画等にもこの件につきまして上げさせていただいております。

そして、当然にして一般財源が絡んでくることでございますので、また、園の形態、場所がどこであるのか、今後の保育園の形態等が、大方のところが見えたところでかみみね幼稚園さん同様に議会のほうにも詳しいお知らせをしていきながら、御協力をいただきたいというふうに考えているところでございます。

まだちょっと内容的には、詳しい内容が私のほうから、設計とか、そういう絵も全然拝見しておりませんので、詳しい内容はできませんので、また追ってお知らせをしていきたいというふうに考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

ひかりこども園さんも行く行くは新築でということで計画をされているということですので、新しい園舎で子供たちが元気に遊べるということは、学ぶということはいいいことかなあと、うらやましがられるのではないのかなと思っております。

やはりかみみね幼稚園のこども園のほうが先にできましたので、その分も踏まえて、同じように平等性をもって対応していただければと思っております。

昨日、処遇改善とかいろんなお話があった中で、実は先生たちがどういう方がいらっしゃるのかなと前に一度聞いたことがあるんですけども、把握していらいっしゃいますかと。

かみみねさんが認定こども園になったときは、やはり幼稚園を主体にしてあるから、なかなか0歳から3歳ぐらいのところの対応でもたまたじゃないけど、最初の辺はしばらく時間がかかるでしょうねと言ったりしていました。

今度は反対に、ひかりこども園さんのほうは今度逆に園児さんをとるから、今まで保育園の感覚でしてあったから、ちょっとですね、また対応が違うのかなとは思っておりますけれども、そういう中で役場のほうでは、私立になっているので、町の持ち物でないの、その辺の先生の把握、何人いて何人というのはされているかどうかを聞きたいんですけど。

○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質疑でございます。先生の把握はされているかどうかということでございます。

県のほうへ報告をする義務が当然ございます。その中で、当然にして預かっている子供さんに対する先生の数というのは絶対に決まっておりますので、それをクリアしないことには子供を預かることはできませんので、一応、毎月1回、先生たちの状況を県のほうへ報告を上げております。

現在、ひかりこども園さんにつきましては、全部が常勤で、先生の数といたしましては、13名の先生をこども園のほうで雇われているという状況でございます。そこには非常勤の講師が1名いらっしやいまして、非常のときの対応もとられていると。

一応、ひかりこども園さんは、今現在は加配が必要な子供さんはいらっしやいせんので、また加配が必要な子供さんたち等が出た場合は、私どもその園のほうにお願いをしつつ、加配のための保育士の確保についてお願いをしていくということになることと思います。

私からは以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

子供たちをお世話するに当たっては、きちんと国の決まり、県の決まりがあろうと思いま

すので、その辺は園長先生や副園長会をもうずっと、町のほうとお話し合いもしてもらっているということで心配はないだろうと思うんですけども、一番、きのうの原田議員のところで意外と待機もないし、思っていたほど3歳未満の利用者が少ないなというふうな話があったんですが、実は途中入園ができないんですよ。例えば、これが途中入園ができるとすればどんどんふえるかなと思うんですが、どうしても4月から入園なので、途中で生まれちゃうと入れないんです。

だから、私の孫も入れなくて、1年の育児休暇をとってもクリアできないので、延長をして、もっと1年以上休んで、4月に間に合わせたんですね。だから、そういう方がたくさんいようかと思いますので、きのうは短期大学とか、いろんなそういう保育士さんの不足に備えるために町も協力してますよということがありましたので、でき得ればですね、そういうのがもしできるのであれば、お金も絡んで、途中からだったら一人のためにとか、いろいろあるかもしれませんが、そういう部分が出てくるともっと子育てのしやすい町となるのではないかなと思っておりますので、その辺も頭に入れながら御指導をしていただければなというお願いを込めて、この件は終わりたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

それでは、次へ進みます。

質問要旨2、放課後児童健全育成事業の上峰児童クラブの現状はについて答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

漆原議員の質問事項2、子育て支援についての要旨2、放課後児童健全育成事業の上峰児童クラブの現状はという御質問についてお答えをいたします。

答弁が繰り返しになりますことをおわび申し上げます。

上峰小学校体育館2階ミーティングルーム及び指導員室で実施をしております。

区画の広さは143.6平方メートル、定員は120人、指導員は6人です。

開所時間は、放課後児童健全育成事業として授業終了時から午後6時までとし、申し出により午後7時まで延長可能です。

夏休みなどの留守児童健全育成事業としては、午前8時30分から午後6時までとし、同じく申し出により午後7時まで延長可能です。

参加申し込み人員は、9月現在92人です。夏休みは108人でございました。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

昨日から放課後児童クラブについては、やはり皆さん関心が高く、質問がたくさんあっておりました。そういうところで、たくさんのお話は聞きましたので、別の部分でちょっとお聞きしたいと思っております。

昨日、県の研修に必要な該当者のお話をしてくださいました。保育士さんが1名、小、中、

高の資格を持っている教諭ですかね、持っている方が2名、2年以上従事した方が1名いらっしゃる。6名のうち4名いらっしゃるということで、資格を取るために臨んでいますよとは言われたんですが、佐賀県の研修というのは年間2回と私は思っていたんですけど、今の現状がどうか知りませんが、そういうふうにして、1回100名ないしそれ以上でもいいでしょうと、都道府県にお任せされていると思うんですけども、そういう中で、県の認定研修の修了証をもらうためには、24コマというか、24時間の研修を受ける必要がありますよね。

そうすると、午前中だけ受ければ仕事に差し支えません。丸々1日の講義でやっていると、大体1コマ90分ぐらいでやられるだろうと思うので、4日間は最低でもかかるかなと。そうなったときに、人の配置とかも出てくるでしょうけれども、今、この4人の方が資格を取るために臨んでいますよと言われたんですが、その研修に行っているのか行っていないのか、それを教えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

県の研修について、24時間ということで御案内いただきました。佐賀県は24時間を6日間に分けて研修をしております。現在、この研修のほうに行っております4人のうち3人が今現在受けております。もう一人の方がちょっと事情により当初の研修に行くことができませんでした。これは続けて行かなければならないというふうになっておりますので、その方については、来年またチャレンジしていただくということになっております。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

3人が受講されているということですが、6日間と今言われましたね。6日間ということは、丸々1日ということもあり得ますよね。時間的にあり得るんじゃないのかなと思うんですよね。

先ほど言ったように、4コマずつすると4日間で終わってしまいますけど、8日間だと2コマずつだから午前中なら午前中で影響がないんですけど、6日間だと影響があるのかなと思うんですが、その辺のときの指導員さんの対応はどうなっていますでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

まず、6日間の日程について御案内をいたしますと、6月21日、7月3日、7月11日、9月5日、9月20日、10月4日の6日間が研修の予定日となっております。

こちらについて、それぞれ調整をしながら参加をしておりますが、研修のところでは、子供さんたちの人数配置によって、ほかの者が留守番ということで対応しているところでございます。

○5番（漆原悦子君）

じゃ、3人が全部いなくなるので、お留守番というふうな格好で、人数的には6人のうち

3人いないわけですよ。来る子は全部一緒ですよ。ということは、部屋で動けるものが動けなくて、その部屋にいたくちやいけないじゃないですか。そういうのを子供たちは強いられているということですかね。

それと、そこに行った場合の費用とかはかかるんでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

済みません。少し訂正をさせてください。

先ほど日にちを申し上げましたのが、佐賀会場のほうでございました。もう一つ、鳥栖会場というのがございまして、そこに分かれながら行っております。

鳥栖会場のほうが6月22日、6月28日、7月6日、9月7日、9月28日、10月5日でございます。時間帯としましては、朝のうち9時半からで1時までに終わる部分と、それから、御案内いただきましたように16時20分までかかるものなど、それぞれ時間の組み合わせでやっております。そこに1名ないし2名が出ております。その間、いないところについては、私ども事務局のほうの職員も応援に行ったりとか、そういうこともさせながら対応させていただいているところでございます。

また、研修にかかる費用につきましては、こちらは個人の資格を取得するという観点から個人負担ということでお願いをしているところでございます。

以上です。

○5番（漆原悦子君）

積極的に資格を取るために臨んでくださっているということがよくわかりましたので、頑張ってくださいと思います。そういう方がお子さんをきちんと指導していただけると、すぐ子供たちにいい影響を与えるのかなと思っております。

以前は、本当に私行って、県の放課後児童クラブ連絡会、上峰さんはねとよく言われていたんですよ、私。言ってくれませんかというのをよく言われていましたので、本当に昨日の答弁をずっと聞いてて、半日研修を受けたり、今度も11月に再度研修を受ける計画がありますよというお話があったので、ああよかったなと思いながら聞いておりました。

そして、やはり学校との連携をとるために、ソーシャルワーカーみたいな人材配置が、もしそういう方ができて、常勤でもいてくださるようになったら、本当に運営だけじゃなくて、いろんな問題に対しての早急にかかわるといえるのかな、いろんな問題にかかわるといえることで、さまざまなサポートもできてくるんじゃないかなかなと思っておりますので、そしてまた、子供たちがとてもいい育ちが豊かになってくるのかなかなと思いますので、頑張ってくださいと思います。

最後に一つお願いなんですけど、実は昨日からもずっと出ていたんですけど、1人頭の平米がずっと決まって、ぐあいが悪かったら西側の部屋の指導員室で休ませてますよとか、いろんな話が出ていましたが、保護者の方からテレビを見たりいろいろするときに全部一緒に同

じ部屋で見ているから、すごい圧巻されると言ったらいけないけど、前から後ろにずっと並んで見えているから、うんっと考えるときがあるのよねと言われてたり、人が一斉にたくさん同じ場所にいるということで、これは放課後児童のほうじゃなくて、夏休みとか春休みとか長期のときね、夏休みが一番だろうと思うんですけども、帰ってくると子供が何か人疲れしたみたいにくたっとしているときがあるのよねと言われてたりすることもありました。

そういう面もありますので、ほかの町村で長期のお休みのときは、学校施設と連携をして空き部屋を使わせてもらっていますよという地域もあったんですね、私がいろいろ話を聞いている中で。だから、上峰も部屋はたくさんありますし、そういう面でちょっと利用させてもらえれば少し余裕が出て、高学年とかね、ちょっと危なくないような程度の子供たちだったらいいのかなという部分もありますので、その辺もまだ新しく大きくされないのであれば検討してもらったかなと思っております。

それと、現在の県の放課後児童クラブの連絡会と調整をずっとしてありますけれども、みやき町なんか、本当に事業の始まった子育て支援の取り組み、もう21年ぐらいだったかな、大分前からかわっていらっしゃいますよね。21年から26年ぐらい、ずっとそういう補助事業があっていましたよね。そのときに吉野ヶ里町とか、みやき町さんの子育て支援で、児童クラブの連絡会で協力していただいて、いろんなことの取り組みをされました。今はチラシを配ったり、いろいろやられていると思うんですけど、せっかく見えていますので、大いにいろんなことを学んでいただいて、いい上峰クラブが存続しますようお願いしたいと思います。

○議長（寺崎太彦君）

次に進んでよろしいですか。

質問事項3、ふるさと納税について、質問要旨、6月議会後の取り組み及び現状はについて答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

続きまして、私のほうから質問事項の3、ふるさと納税について、要旨、6月議会後の取り組み及び現状はについて答弁をいたしたいと思います。

漆原議員のほうから、特に返礼品の割合を3割以下にする対応について御質疑でございました。

このことについては、昨日の田中議員への答弁でも触れておりますが、4月に発出されました総務省通知の趣旨に従いまして、現在、返礼品業者等との調整を行っておりまして、数量の調整やパッケージの変更等の対応が可能な返礼品、それから、新規の返礼品を中心に順次3割以下の設定としているところでございます。

今後も引き続き事業者等と調整をしながら、また、国や他の自治体の状況も把握をしながら、速やかに対応ができるよう努めてまいりたいと思っております。

なお、資料要求がございました返礼品のリストについては、資料として上位10品目のリストを提出しておりますので、そちらを御参照いただきたいと思いますと思いますが、今年度はウナギの人气が高く、その他といたしましては、昨年度に引き続き肉類と米が上位の品目となっております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

総務省の通達においては順次検討されているということで、まだいろいろ新聞にも書かれていましたけど、内容量を減らす場合はこん包形態などの変更が必要とか、業者との調整が必要ということで、すぐには難しいということで、まだ当分時間がかかるだろうということだと思いますので、きのうからこれも出ていますので、きょうもですね、同僚議員の質問のほうで出ておりました。

あちこちいろいろ取り組んであって、時期未定というところもまだ4市3町ぐらい残っているという状態ですので、随時やっていただければなと思っております。

ただ、いただいたこの部分というのは、以前のままの状態でしょうかね。それと同時に、4市3町がまだ時期が未定とか、来年度とか、来年の1月からというふうになっていますけれども、そうなったときにリストをつくり直すというのも先ほど言われていましたけど、全品目一斉にするのか、対応できるものからするのかなと言ったんですが、一番最初のころはリストをいただいていたよね、私たちもね。こういう商品を取り扱っていますよというのが。一回いただいただけで、その後というのは、全部インターネットを見てくださいとか、パソコンの中で見てくださいとか、そういう状態でずっと来ているんですけども、やはり——それもいいです。

今回も10品目を出していただいたんですけど、これも大体比率を計算すると74%で、ほとんど3分の2はこちらで——ああ、4分の3ね。4分の3はこちらでもう出ているということなので、これでいいのかなと思うんですが、どういうのを取り扱ってあるのかなというのは、やはり私たちも知っておきたい部分もあろうかと思っておりますので、今、変更時期でちょっと渡せないと言われるのかもしれませんが、もしよかったら、議員も同じ意識で共有したほうがいい部分もあろうかと思っておりますので、その辺も何かのときには検討していただけたらなと。何をされているのかなとって、聞かれてもわからないということがあって、上位はこのくらいですよとは言えてもわからない部分がありますので、もし私たちが聞いたときに差し支えなければ教えていただくなり、いろいろしていただけたらなと思っております。

もう時間もありませんし、最後に上峰産の牛もJAさんを通されたのか、ミートセンターを経由して、今、お返しに使ってあるということで、よかったなあと新聞に載っていましたので思っておりますが、それはそれ以上に、最初1頭ということで新聞に載っていましたが、それ以後の動きというのはありますか。まだ残っていると、いや、すごく評判いいで

すよとか、そういうのはありますか。わかる範囲でいいですよ。状況はどうでしょうか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

御質疑ございました上峰町産の牛肉について、まずは肥育牛部会のほうで御検討、また御協力いただきまして、こちらが指定する市場のほうに出していただいて、そこから卸売業者と調整をして今回取り扱ったわけですが、部会のほうでは引き続き出していきたいとおっしゃっておりますので、また部会のほうで次の出荷に向けた調整ですとか、また、卸業者のほうの調整もございますので、引き続きやっていくようにしたいと思っております。

以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

部会に相談してやっていきますということでしたけれども、実は先日、部会の人にお会いしたときに、自分たちは今どうなっているかわかりませんということがあったんですよ。丸々あれしていくとわからなくなるので、現在はJAさんとミートセンターさんと創生室と、それから、配送、返礼品をしてくれる方が協議をしながらやっているからわかりませんもんねというふうな言い方をしていたもので、どうなっているのかなと思ってちょっとお尋ねをしたところでした。

今後をお願いをしながらということでしょうかね。わかりませんからどうなっているかわからんよというふうな回答でしたので、ちょっとお尋ねしたところでした。

この部分に関しては、従来のままの5割の返礼品になっているのか、それだけ教えてください。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

今提出をしている上位10品目の返礼品の返礼割合がどうかという御質問であったかと思えます。

従前は、全ての——全てといいいましょか、基本的に5割、およそ5割というものを目安に調達をしておったわけですが、今、順次3割対応をしております、ただ、個別の返礼割合を表示するということは、実は総務省の通知の中でそれはやめてほしいと。つまり、寄附金の対価として幾らのものを返すというふうに寄附金制度に反してしまうので、個別の返礼割合は表示をしてはいけないと、こういうふうになっておりますので、そういった趣旨から個別の返礼割合については言及を控えさせていただきたいと思っております。

○5番（漆原悦子君）

ということは、こうやっていただいても、行政の担当課はわかるけれど、ほかの人は全くわからないということですかね。私たちも、大体基準でどれだけとか、いろんなお話をしてありましたけど、全部が全部、今は変更の途中でしょうけれども、ただ私が聞いたのは、この中は従来どおりで処理がされていますかという感じで、この中に3割とか変更したのが入っていますかという言い方だったんですけど、全ていろんな部分でわからないところがあ

るから聞いているのであって、それをどうのこうのじゃないんですけれども、とにかくふるさと納税は本当に助かっているので頑張ってほしいんですけれども、出てくるのがいつも大体3社か4社ですよ、上位でこう上がってくるのがですね。だから、どうなのかなあと。まだその分が随時変更かけていますよと言われましたけれど、その中に少しこの辺がかかってきていますか、かかってきていませんかというのをお尋ねだったんです。わかりますか。お願いできますか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

リストに示しております返礼品の返礼割合がどうかという御質疑でございます。

先ほど申し上げましたとおり、総務省のほうから返礼割合を表示して寄附金を集めたり、また、それを広報等してはならないというふうなお達しもありますので、そういった答弁をさせていただきます。

また、今現在、各返礼品の業者の方々と3割対応に向けた調整を行っております。それで、どうしても数量やパッケージの変更、また、仕入れ元との調整など手間や負担がかかりますので、なかなか御対応が難しいとか、ほかの事業者さんはどうなんですかとか、実際にはなかなか難しい調整を行っておりますので、そういった意味からも現時点ではちょっと、個別の返礼割合が類推されてしまうような答弁というのは控えたいと思っております。

もう少し先になれば、ある程度、何といいましょうか、この調整がある程度めどがついた時点では、まとめて御報告ができればと、このように考えております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

いいですか、次。

それでは、次へ進みます。

質問事項4、教育長の病状について、質問要旨、教育長の病状と職務代理者の給料はどうなっているのかについてお尋ねします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

漆原議員の質問事項4、教育長の病状について、要旨1、教育長の病状と職務代理者の給料はどうなっているのかの御質問についてお答えをいたします。

御質問いただきましたとおり、教育長から診断書の提出がっております。内容については、答弁を差し控えさせていただきます。なお、現在は自宅にて療養中でいらっしゃいます。

次に、職務代理者の給料についてお尋ねでございますが、職務代理者は給料制ではございません。非常勤特別職として年間報酬になります。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第1条別表により、報酬は年207,100円でございます。

私からは以上でございます。

○5番（漆原悦子君）

はい、わかりました。

まだまだ教育長さんが、診断書が出ているということですが、長くなりそうなのか、その辺は答えられますか。

というのが、職務代理の方、本当に大変だろうと思っているんですよね、私たちも。それで、どんなもんかなと思いながら、年間だと今言われましたので、できるならねというふうな思いもありますので、その辺で少しの期間だったらいいんですけども、半年以上、もう7カ月過ぎて、これからまだまだと、もしあるとすれば、できれば心情からしてもちょっと検討していただいて、決まりは決まりでしょうけれども、その辺ができないものかなと思いながら、ちょっとお尋ねをしたところでした。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

教育長に先日お会いしたときは、治療に専念され、職場復帰の意欲も示されておりましたことをお伝えいたします。

○教育長職務代理者（時津昌昭君）

皆様こんにちは。私のほうからも答弁をさせていただきます。

職務代理者として、平成29年2月22日から3月10日まで、さらに3月16日から今日に至ります。

教育長は、先ほど事務局長も申し上げましたように、当初は職務への自信もなくしてありましたが、現在、自宅にて療養中であります。

職務代理をするに当たり、教育長という職での周辺の問題については、なかなか難しい案件も出てまいっております。しっかり治療され、一日も早く復帰されることを望んでおります。

以上、答弁いたします。

○議長（寺崎太彦君）

これで5番漆原悦子議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時35分 散会